

令和7年度都区財政調整協議個別課題についての都区双方の考え方（第4回財調協議会幹事会：R7.1.7）

取扱注意

【都側提案事項】

1 算定方法の見直し等

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
1	重度障害者福祉増進事業費及び老人福祉増進事業費の算定方法の改善	重度障害者及び高齢者の福祉増進に要する経費について、特別区における、フレーム対象年度の前々年度予算額に応じた経費設定から、前々年度決算額に応じた経費設定に改める等、算定方法の改善を行う。 （第1回幹事会） 合理的かつ妥当な水準で経費設定を行うには予算額ではなく決算額を用いることが妥当だと考える。特に本事業の経費設定においては、主として既に決算が判明している年度の予算額を用いており、なおさら合理性がないものと考えている。 （第3回幹事会）	都側提案は、予算額から決算額へ算定方法を見直すものであるが、予算額で算定することにも合理性があると考えている。本事業について、予算額から決算額に見直す必要性について何う。 （第2回幹事会） 合理的かつ妥当な水準で経費設定を行うには予算額ではなく決算額を用いることが妥当であるとの発言があったが、算定に当たっては、事業の性質や背景等を踏まえるべきであり、予算額での算定にも合理性があるという考えに変わりはない。 一方で、本事業においては、事業開始から数十年が経過していることを踏まえると、決算額での経費設定に見直すことは適切であり、合理的かつ妥当な水準であることから、都側提案に沿って整理する。 （第4回幹事会）	重度障害者福祉増進事業費及び老人福祉増進事業費について、算定内容を見直す。
2	生活扶助費（中国残留邦人等生活支援給付金）の見直し	中国残留邦人等に対する生活支援給付に係る経費について、特別区の実態を踏まえ、算定の見直しを行う。 （第1回幹事会） 合理的かつ妥当な水準を検討するに当たっては、経費が突出している区は除外して考えるべきであり、都案は妥当である。 しかし、この点について今回の協議においては都区双方の見解を一致させることは困難である。 一方で、現行の標準区経費が過大な状態であることは早急に解消すべきであるため、区側の指摘を踏まえ、経費突出区も含め、改めて経費を設定する。 （第3回幹事会）	都側提案は、標準区経費の設定に当たり、経費が突出している区を除外した結果、対象者ベースでは約14%を除外している。よって、特別区の実態に基づく合理的かつ妥当な水準とは言えないため、妥当ではない。 （第2回幹事会） 都側修正案は、区側の意見を踏まえたものであり、標準区経費として合理的かつ妥当な水準であることから、都側修正案に沿って整理する。 （第4回幹事会）	生活扶助費（中国残留邦人等生活支援給付金）について、算定内容を見直す。

1 算定方法の見直し等（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
3	結核予防費（一般患者医療費）の見直し	結核予防における一般患者医療に係る経費について、特別区の実態と乖離があることから、算定を縮減する。 （第1回幹事会）	都案は、扶助費において、特例医療費を通常の医療費に包含する形で設定しているが、単価の異なる通常の医療費と特例医療費は区別して経費設定すべきと考える。 （第2回幹事会）	結核予防費（一般患者医療費）について、算定内容を見直す。
		特例医療費について調査した結果、単価及び件数の実態が僅少であり、特例医療費を区別して算出することは困難である。なお、特例医療費も通常の医療費も手法の違いのみであり、一般患者に対する医療費であることに変わりはないことから、都案は包含する形で設定している。 （第3回幹事会）	特例医療費について、令和3年度から5年度においては実績が僅少であるが、今後も制度上、医療費が発生する可能性を踏まえ、特例医療費を1件残すべきと考える。 （第3回幹事会）	
		繰り返しになるが、特例医療費も通常の医療費も手法の違いのみであり、一般患者に対する医療費であることに変わりはないことから、包含する形で設定しており、都案は妥当であると考え。 しかし、この点について今回の協議においては都区双方の見解を一致させることは困難である。 一方で、現行の標準区経費が過大な状態であることは早急に解消すべきであるため、区側の指摘を踏まえ、改めて経費を設定する。 （第4回幹事会）	都側修正案は、区側の意見を踏まえたものであり、標準区経費として合理的かつ妥当な水準であることから、都側修正案に沿って整理する。 （第4回幹事会）	

1 算定方法の見直し等（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
4	結核予防費（入院患者医療費）の見直し	結核予防における入院患者医療に係る経費について、特別区の実態と乖離があることから、算定を縮減する。 （第1回幹事会）	都案は、扶助費において、特例医療費を通常の医療費に包含する形で設定しているが、単価の異なる通常の医療費と特例医療費は区別して経費設定すべきと考える。 （第2回幹事会）	結核予防費（入院患者医療費）について、算定内容を見直す。
		特例医療費について調査した結果、令和3年度から令和5年度までの3か年において実績がなく、特例医療費を区別して算出することは困難である。なお、特例医療費も通常の医療費も手法の違いのみであり、入院患者に対する医療費であることに変わりはないことから、都案は包含する形で設定している。 （第3回幹事会）	特例医療費について、令和3年度から5年度においては実績が無いが、今後も制度上、医療費が発生する可能性を踏まえ、特例医療費を1件残すべきと考える。 （第3回幹事会）	
		繰り返しになるが、特例医療費も通常の医療費も手法の違いのみであり、入院患者に対する医療費であることに変わりはないことから、包含する形で設定しており、都案は妥当であると考ええる。 しかし、この点について今回の協議においては都区双方の見解を一致させることは困難である。 一方で、現行の標準区経費が過大な状態であることは早急に解消すべきであるため、区側の指摘を踏まえ、改めて経費を設定する。 （第4回幹事会）	都側修正案は、区側の意見を踏まえたものであり、標準区経費として合理的かつ妥当な水準であることから、都側修正案に沿って整理する。 （第4回幹事会）	

1 算定方法の見直し等（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
5	総務管理費（補償補填及び賠償金）の廃止	本経費は、平成12年度から自動車事故見舞金として算定している事項である。改めて実態を確認したところ令和元年度から令和5年度までの5か年における支給実績が3区のみであり、標準区経費としての普遍性が認められないことから、算定を廃止する。 （第1回幹事会）	清掃費の総務管理費については、令和6年度財調協議における清掃費の見直しの中で改善を行った項目になるが、令和7年度財調協議で改めて見直しを行う理由を伺う。 （第2回幹事会）	総務管理費（補償補填及び賠償金）について、算定を廃止する。
		本経費は、これまでの清掃費全体の見直しの中でも据置きとなっており、今年度調査を行った結果、普遍性が認められなかったため、提案を行ったものである。 都としては、3年ごとに清掃費の経常的経費全体を見直すという取扱いに固執する必要はなく、適時適切に見直しを行っていくべきと考えるが、見解を伺う。 （第3回幹事会）	令和6年度財調協議でも述べたが、今後収集運搬体制が変わる等、各区の取組みが大きく変化する際には、複数年に渡る見直し等を都区双方で検討したいと考えるが、現時点での見直し方法については、3年ごとを基本に清掃費全体を見直すことが適当であるとする。 なお、支給実績のある区が少数であるという普遍性を理由に、普通交付金の算定対象から除外される本事業については、「特別交付金の算定に関する運用について」に記載される算定項目のうち、B－エに該当すると考えるが、都側の見解を伺う。 （第4回幹事会）	
		「特別交付金の算定に関する運用について」のB－エには、「特別区の需要としては普遍性がないとの理由により、普通交付金に算定されていない財政需要」と記載されており、各区において、普遍性がないと判断している事業をB－エで申請している区の考えは、都としても理解している。 しかしながら、特別交付金は特定の事項について算定することをあらかじめ約束するものではない。 （第4回幹事会）	都側から「特別交付金の算定に関する運用について」の発言があったが、区側としては、本事業は特別交付金の算定事由に合致するものとする。 なお、自動車事故見舞金について、各区の実績を踏まえた提案となっているため、都側当初提案に沿って整理する。 （第4回幹事会）	

1 算定方法の見直し等（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
6	排水場に要する維持管理費の見直し（態容補正）	本態容補正については、排水場の排水能力に応じた3つの維持管理費モデルを設定し、設置数に応じた額を加算するものとなっている。 特別区の実態を確認したところ、排水能力と維持管理経費に比例関係がないことが明らかになったため、3つのモデルを排水能力区分「100m³/分以上」として1つに統合するとともに、実態を踏まえた経費設定に見直す。 （第1回幹事会）	排水場維持管理費について、平成13年度財調協議から見直しが行われておらず、算定と実態に乖離が生じていること、排水能力と維持管理費に比例関係がないことについて確認が取れた。 一方で、都案は一部の経費を除外し経費設定を行っており、過少な算定となっていることから妥当とは言えないと考える。 （第2回幹事会）	排水場に要する維持管理費について、算定を見直す。
		区側意見を踏まえ、各区の決算を精査し、改めて経費を設定した。 （第3回幹事会）	都側修正案は、区側の意見を踏まえたものであり、合理的かつ妥当な水準であることから、都側修正案に沿って整理する。 （第4回幹事会）	
7	要保護準要保護児童生徒就学援助費の算定方法の改善（単位費用・密度補正）	要保護準要保護児童生徒就学援助費について、特別区における前年度・前々年度の児童生徒数及び準要保護児童生徒数に応じた算定から、前々年度・前々々年度の児童生徒数及び準要保護児童生徒数に応じた算定に改めるなど、算定方法の改善を行う。 なお、本提案は、数値確認における都区双方の事務負担軽減にも寄与するものである。 （第1回幹事会）	都案は、密度補正における数値の整合性を図るものであり、各区の数値確認における事務負担の軽減にも寄与するものであることから、都案に沿って整理する。 （第2回幹事会）	要保護準要保護児童生徒就学援助費について、算定内容を見直す。

1 算定方法の見直し等（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
8	特別支援学級等運営費（夜間学級運営）の廃止	特別支援学級等運営費（夜間学級運営）について、直近5か年における実績が1区のみであることから、算定を廃止する。 （第1回幹事会）	本経費は平成12年度財調協議における基準財政需要額算定の改善合理化にて、夜間学級の運営費を加算する態容補正を廃止し、単位費用化されたものであるが、その後の状況に変化があったのか伺う。 （第2回幹事会）	協議が整わなかった項目として整理する。
		各区の夜間学級数については、普通交付金の算定に伴う数値確認において、当該学級数を確認しているところであり、単位費用化された平成12年度財調協議の合意以降、夜間学級数は減少している状況にある。 また、夜間学級数は、中学校費（学級数）の測定単位として通常学級数に加えてカウントされているため、学級の運営に要する経費については、学校運営費で通常学級分とは別に算定されている。そのため、本事業で算定されているものは、夜間学級の新規設置に係るイニシャルコスト又は学校運営費で捕捉されないような夜間学級のみ必要となる特殊な備品の購入経費が算定されているものと考えている。 今回調査した結果では、直近5か年において、イニシャルコストを計上した区は1区であり、さらに、夜間学級のみ必要となる特殊な備品も確認できなかった。 上記を踏まえ、夜間学級に係る経費は、普遍的に生じている状況にないことから、本事業を廃止する提案としているが、本件に対する区側の見解を伺う。 なお、都側提案は、中学校費（学級数）の測定単位として、夜間学級数をカウントし、学校運営費として所要経費を算定するといった現行の算定方法を変更するものではない。また、夜間学級自体の必要性は都としても認識しており、今後、夜間学級が廃止に向かうとは考えておらず、そのような観点から、本提案をしているものではないことを申し添える。 （第3回幹事会）	本経費の平成12年度財調協議での単位費用化は、平成10年度に開催された都区制度改革推進委員会の税財政検討会ワーキンググループ区間配分分科会にて検討が行われ、都区で合意したものである。当時の都側の考え方には「平成10年度のそれぞれの運営費をもとに、日本語学級1学級、夜間学級2学級を標準区経費として算定する」とあり、実際に単位費用化された夜間学級運営の経費は、単位費用化前の態容補正における1学級当たり運営費284千円の2学級分となっていた。 また、中学校費の測定単位については、平成12年度財調協議での単位費用化以前から、各区の夜間学級数が含まれていたところである。これらを踏まえると、本経費には態容補正時と同様に、ランニングコストも含めた夜間学級の運営費が算定されていると考えるのが妥当である。都側の「本事業で算定されているものは、夜間学級の新規設置に係るイニシャルコスト又は学校運営費で捕捉されないような夜間学級のみ必要となる特殊な備品の購入経費」という主張は、平成12年度財調協議における都区合意と矛盾するものであると考えるが、都側の見解を伺う。 区側は上記の経緯を踏まえ、夜間学級の運営費については特別支援学級等運営費（夜間学級運営）で算定されていると認識しており、測定単位に夜間学級数が含まれることをもって、学校運営費で算定されたことになるとは認識していない。直近5か年における実績が1区のみであるという調査結果についても、今般の都側主張に沿った集計が行われた結果であり、各区の夜間学級の運営費の実態とは異なるものと認識している。 なお、都側発言にあった平成12年度財調協議以降の夜間学級数の減少については、夜間日本語学級の減少によるものであり、日本語学級でない夜間学級の数については横ばいであることを申し添える。 （第3回幹事会）	

1 算定方法の見直し等（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
	特別支援学級等運営費（夜間学級運営）の廃止（つづき）	本経費は、平成12年度財調協議において、算定の改善合理化を図るため、夜間学級運営費が態容補正から単位費用化されたことは確かである。一方で、学校運営費で捕捉されないような夜間学級のみ必要となる特殊な備品の購入経費が普遍的に生じることが確認ができれば、区の主張も理解できるが、前回の幹事会でも述べたとおり、今回調査した結果からは、夜間学級のみ必要となる特殊な備品は確認ができず、さらに、直近5か年において、夜間学級のインシヤルコストを計上した区は1区であった。そのため、直近の調査及び現行算定の状況から判断しているものであるため、平成12年度財調協議における都区合意と矛盾しているとは考えていない。 通常の学級に係る経費は、学校運営費で算定されており、夜間学級数も中学校費（学級数）に含まれていることから、夜間学級運営費での算定に加え、学校運営費で捕捉されている。具体的に申し上げますと、令和6年度では、夜間学級は23区合計で24学級が設置されており、1学級当たりの学校運営費は約1,430千円であることから、単純に計算すると、約34,320千円が交付されていることになる。区側は、「測定単位に夜間学級数が含まれることをもって、学校運営費で算定されたことになる」とは認識していない。」と発言しているが、事実として算定されている。 区側は、「夜間学級の運営費については特別支援学級等運営費（夜間学級運営）で算定されている」としているが、夜間学級数を中学校費（学級数）の測定単位として通常学級数に加えなくとも、当該経費は算定されているという認識か、区側の見解を伺う。 （第4回幹事会）	繰り返しになるが、中学校費の測定単位について、平成12年度財調協議での単位費用化以前から各区の夜間学級数が含まれていたことを踏まえると、本経費には態容補正時と同様に、ランニング経費も含めた夜間学級の運営費が算定されていると考えるのが妥当である。都側の「本事業で算定されているものは、夜間学級の新規設置に係るインシヤルコスト又は学校運営費で捕捉されないような夜間学級のみ必要となる特殊な備品の購入経費」という主張は、平成12年度財調協議における都区合意と矛盾するものであると考える。 また、当該経費は測定単位に応じて算定の有無を判断するものではなく、標準区において必要な経費を基礎として算定されるものであると認識している。 なお、平成28年度の教育機会確保法の施行により、地方公共団体は夜間学級等にかかる「必要な措置を講ずるもの」とされたところである。令和2年度国勢調査によれば、最終卒業学校が小学校の者は区部で約2万人存在するとされ、今後は不登校児童生徒の増加により義務教育を十分に受けられず卒業した者の受け入れや、夜間学級生徒の半数を占める外国人の増加も見込まれる。夜間学級の設置数についても減少傾向にはない中で、単純に現時点での普遍性がないという理由をもって廃止とする点においても、都側提案は妥当ではないと考える。 （第4回幹事会）	

1 算定方法の見直し等（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
	特別支援学級等運営費（夜間学級運営）の廃止（つづき）	区側は「当該経費は測定単位に応じて算定の有無を判断するものではなく、標準区において必要な経費を基礎として算定されるものであると認識している。」と発言しているが、夜間学級に係る経費は、測定単位に夜間学級数が含まれることから、学校運営費で算定されていると認識している。さらに、今回の調査結果から夜間学級のみ必要となる特殊な備品やイニシャルコストは普遍的に生じている状況にないことから、廃止すべきと考えているが、今回の協議では、都区双方の見解を一致させることは困難であるため、協議が整わなかった項目として整理する。 なお、今回の見直しに当たり、ここまで議論してきた内容については、引き続き検討が必要な課題であると認識していることを申し添える。 （第4回幹事会）		

【区側提案事項】

1 都区間の財源配分に関する事項

	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
1	児童相談所関連経費	区側から質問のあった3点について、お答えする。 まず1点目についてであるが、令和2年度財調方針において、「都区財政調整は、基準となる財政上の需要と収入の差を普通交付金とする仕組みであり、都区間の配分割合は中期的には安定的なものを定める必要がある」ことを合意している。 この合意文章の主語は、都区財政調整であり、また、後段で都区間の配分割合の定め方を述べていることから、単に各区に交付する普通交付金の算定方法を述べているわけではない。 普通交付金は、地方自治法施行令第210条の12の規定により、特別区の基準財政需要額から基準財政収入額を控除することにより得られる財源不足額であるというのが都区財政調整制度の基本であり、地方自治法施行令第210条の14の規定により、この財源不足額の合算額と普通交付金総額が引き続き著しく異なる場合には、条例で定める割合の変更、つまり配分割合の変更を行うものである。 こうしたことから、特別区の需要と収入がどうなっているかという点抜きには、都区間の財源配分を検討することはできない。 次に、2点目についてであるが、地方自治法逐条解説では、地方自治法施行令第210条の14について、「著しく異なることとなる場合」には、制度改正や事務配分の変更により著しく異なることとなる場合も含まれる。」とされている。 このことから、児相の事務についても、当然地方自治法施行令第210条の14の観点から検討すべきということである。 次に、3点目についてであるが、児相PTで確認したとおり、「児童福祉法上、児童相談所の事務は、都道府県が行う事務であるが、政令で指定された場合は、当該特別区が行う事務になる」と考えている。 (第1回幹事会)	特別区における児童相談所の設置は、設置区の区域において関連事務が法的に都から区に移管され、都と特別区の役割分担の大幅な変更が生じるものであるため、平成12年に都区合意している都区制度改革実施大綱の規定に基づき、その関連経費の影響額について、配分割合を変更することで、特別区の児童相談所の運営に必要な財源を担保するよう提案する。 また、将来の設置区数の増加による影響額に応じて、順次配分割合を変更することをあわせて提案する。 本件に関しては、令和5年度財調協議では、都区の考え方に大きな隔たりがあり、一時協議が中断となったが、最終的には、協議の中断を長引かせることは、都区の連携を進展させていくうえで望ましくないという判断のもと、早期に結論を出すことを前提に、今後も協議を継続することとなった。 これを受けて、配分割合の協議をする前段として、都区のプロジェクトチームにおいて検討し、最終的には、「都区の児童相談行政の連携・協力を一層円滑に進めていくことが重要であることから、早期に解決が図られるよう、都区財政調整協議の場へ移行していく。」と取りまとめられたところである。 プロジェクトチームの取りまとめにおいて都区の見解が相違した点もあったが、これまでの検討経過を踏まえ、是非とも、今年度の協議において、適切な配分割合の変更が実現するよう、前向きな協議をお願いする。 本件に関しては、昨日の財調協議会における都側からの発言を踏まえ区側の見解を申し上げる。 都側は、財源保障の観点として2点を示しているが、都区財政調整による財源保障の体系の一部を示したものに過ぎず、しかも児相に関する配分割合について、その2点のみで議論することは到底容認できない。 (つづきあり)	

1 都区間の財源配分に関する事項（つづき）

	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
	児童相談所関連経費 (つづき)		都区財政調整制度における財源保障の体系は、地方交付税制度により都区一括で保障された財源のもとで、都区間の役割分担を踏まえた都区間財源配分により都と特別区総体の財源を保障したうえで、その結果得られる特別区総体の財源の範囲で特別区間の財源の不均衡を調整し、すべての特別区が一定の行政水準を維持しうよう各特別区の財源を保障するものである。 配分割合は、都区間財源配分に係るものであり、都区の役割分担に応じて定め、役割分担の変更に応じて変更するのが制度の趣旨である。 役割分担の変更に伴う配分割合変更の事由を整理して、都区で合意したのが平成12年都区制度改革実施大綱中の記述であり、配分割合の変更は、制度の趣旨と都区の合意に基づいて行われなければならない。 自治法施行令における配分割合変更の規定は、役割分担を踏まえた財源配分を行い、その配分のもとで普通交付金を算定した結果として、なお著しい財源不足が生じた場合には当然に配分割合を変更しなければならないとするものであり、その前に、役割分担の変更に伴う配分割合の変更がなされていることが前提にななければならない。 各特別区の基準財政需要額と基準財政収入額を算定して不足額を交付するのは、役割分担に応じた都区間財源配分の結果得られる特別区総体の財源をもとに、特別区間の財源の不均衡を是正するための主たる手段である普通交付金の算定方法であって、配分割合を定めるためのものではない。 令和2年度財調方針において、都区財政調整が、基準となる財政上の需要と収入の差を普通交付金とする仕組みであるとしているのは、普通交付金算定の仕組みを言っているにすぎず、各特別区の財源保障に係るものではあっても、都区間の財源配分、つまり都と特別区総体の財源保障に係るものではない。 (つづきあり)	

1 都区間の財源配分に関する事項（つづき）

	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
	児童相談所関連経費 （つづき）		ここまですを踏まえ、財調協議会における都側の発言に対して2点質問する。 1点目として、都側から発言があった「都区財政調整は、基準となる財政上の需要と収入の差を普通交付金とする仕組み」について、これは普通交付金の算定方法であり、配分割合の決定方法ではないと認識しているが、都側の見解を伺う。仮に、需要と収入の差で配分割合を決定するという認識であるならば、その根拠も合わせてお示しいただく。 2点目として、都側から発言があった「地方自治法施行令では、特別区の財源に年度を超えて引き続き著しい過不足が生じる場合、配分割合を変更することが定められている」について、先ほども申し上げたとおり、区側は、都区制度改革実施大綱に基づき配分割合の変更を提案しており、地方自治法施行令第210条の14の規定は影響がないと認識しているが、都側の見解を伺う。仮に、影響があるという場合は、その根拠も合わせてお示しいただく。 次に、PTでの議論を踏まえ、1点質問させていただく。 区立児童相談所は、政令指定により都から区へ権限が移り、児相設置が義務付けられること、また、関連経費の所要額規模が、配分割合に影響が及ぶ規模となっていることから、大綱に定める配分割合の変更事由である「役割分担の大幅な変更」に該当すると区側は認識している。 そこで改めて確認させていただく。区立児童相談所の設置区において、都と特別区の「役割分担」については変更していると認識しているが、都側の見解を伺う。 （第1回幹事会）	

1 都区間の財源配分に関する事項（つづき）

	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
	児童相談所関連経費 （つづき）	区側から質問のあった3点について、お答えする。 まず1点目についてであるが、前回の幹事会で申し上げたとおり、令和2年度財調方針に記載されている「都区財政調整は、基準となる財政上の需要と収入の差を普通交付金とする仕組みであり、都区間の配分割合は、中期的には安定的なものを定める必要がある」の主語は、都区財政調整であり、また、後段で都区間の配分割合の定め方を述べていることから、単に各区に交付する普通交付金の算定方法を述べているわけではない。 また、普通交付金は、地方自治法施行令第210条の12の規定により、特別区の基準財政需要額から基準財政収入額を控除することにより得られる財源不足額であるというのが都区財政調整制度の基本であり、地方自治法施行令第210条の14の規定により、この財源不足額の合算額と普通交付金総額が引き続き著しく異なる場合には、条例で定める割合の変更、つまり配分割合の変更を行うものである。 こうしたことから、特別区の需要と収入がどうなっているかという点抜きには、都区間の財源配分を検討することはできない。 次に、2点目についてであるが、児相に関する配分割合についても、当然地方自治法施行令第210条の14の観点から検討すべきということを前回の幹事会で申し上げたところである。 都としては、先ほど申し上げた、令和2年度財調方針に記載されている「都区財政調整は、基準となる財政上の需要と収入の差を普通交付金とする仕組みである」という点、及び地方自治法施行令第210条の14といった財源保障の観点から、配分割合の変更を議論する必要があると考えている。 （つづきあり）	前回の幹事会で都側から回答をいただいた3点について伺う。 まず、都側の回答1点目についてである。都側から、「令和2年度財調方針において、「都区財政調整は、基準となる財政上の需要と収入の差を普通交付金とする仕組みであり、都区間の配分割合は中期的には安定的なものを定める必要がある」ことを合意して」いると発言があったが、区側としては、そもそも都区財政調整の財源保障や配分割合の原則として合意したという認識はない。 内容的にも、前段の「都区財政調整は、基準となる財政上の需要と収入の差を普通交付金とする仕組み」と後段の「都区間の配分割合は中期的には安定的なものを定める必要がある」は別物であり、前段は普通交付金の算定の仕組みを示しているものであることはすでに示したとおりである。 後段については、平成12年都区制度改革の際に、「配分割合は中期的に安定的なものとし、大規模な税財政制度の改正があった場合、都と特別区の事務配分または役割分担に大幅な変更があった場合、その他必要があると認められる場合に変更する」ことを合意したものである。 この合意は、配分割合について、それ以前の特別区の需要額と収入額のみを基本に定める考え方を改め、都区の役割分担に応じて定めることを基本とすることとした検討の結果として行われたものであり、区側が、役割分担の変更による配分割合の変更を法の趣旨とともに主張している根拠となっているものである。 令和2年度財調方針の前段をもって需要と収入の差で配分割合を決定するとする都の考え方は、役割分担に応じて配分割合を決定するとする法の趣旨に則った考え方とは相いれないものである。 （つづきあり）	

1 都区間の財源配分に関する事項（つづき）

	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
	児童相談所関連経費 （つづき）	次に、3点目についてであるが、前回の幹事会で申し上げたが、児相PTで確認したとおり、「児童福祉法上、児童相談所の事務は、都道府県が行う事務であるが、政令で指定された場合は、当該特別区が行う事務になる」と考えている。 その上で、区側からも発言があったが、児相PTでお話したとおり、「特別区の児童相談所設置は複数年度にわたり漸次行われているが、この複数年度にわたる設置を一つの判断の単位としてまとめて捉えることは、大綱に定める『役割分担の大幅な変更』の適用条件として都区が整理した内容には合致しないと考えられる」と認識している。 （第2回幹事会）	そこで改めて確認させていただく。法の趣旨に則った考え方を踏まえれば、需要と収入の差で配分割合を決定するものではないと考えるが、都側の見解を伺う。 なお、普通交付金は、特別区の基準財政需要額から基準財政収入額を控除することにより得られる財源不足額であり、この財源不足額の合算額と普通交付金総額が引き続き著しく異なる場合が地方自治法施行令の配分割合変更規定の事由であるという都側の回答は、地方自治法施行令の規定をなぞっただけのものであって、その規定の適用の前に、役割分担の変更に伴う配分割合の変更があるべきだという区の説明への反論にはなっていない。 そもそも、地方自治法施行令の配分割合の変更に係る規定にいう「著しく異なる場合」の目安は、逐条解説によれば普通交付金総額の10%以上とされていることもあり、この規定によらなければ配分割合を変更できないとするのは非現実的である。 また、特別区の需要と収入を計って配分割合を決めるとする考え方は、平成12年都区制度改革で確立された二層制の独立対等関係に反するものであり、受け入れられるものではない。 次に、都側の回答2点目についてである。都側が示した地方自治法逐条解説は、制度改正や事務配分の変更によって著しい乖離が見込まれる場合も該当するとして、地方自治法施行令の規定の趣旨を補足したものであって、著しい乖離がなければ変更できないとするものではなく、地方自治法施行令の規定の適用の前に、役割分担の変更に伴う配分割合の変更があるべきことに変わりはない。 区側は、都区制度改革実施大綱に基づき都区の役割分担の変更に応じた配分割合の変更を提案しているため、地方自治法施行令第210条の14の観点からの検討は、不要であると考ええる。 （つづきあり）	

1 都区間の財源配分に関する事項（つづき）

	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
	児童相談所関連経費 (つづき)		一方、都側は、地方自治法施行令第210条の14の観点から検討すべきとのことだが、これは都区制度改革実施大綱と地方自治法施行令の両事由を同時に満たさなければ、配分割合を変更する必要があるという見解なのか。都側の見解を伺う。仮に、両事由を同時に満たさなければ、配分割合を変更する必要があるという場合は、その根拠も合わせて示されたい。 最後に、都側の回答3点目についてである。前回の幹事会で区側が質問したのは、役割分担の変更があったことの確認である。法令により、児童相談所設置市には児童相談所設置義務が課されるものであり、当該区では都から権限が移り、役割分担が変更され则认为。 なお、国が発出している児童相談所運営指針では、児童相談所の設置権限について、その任務、性格に鑑み、都道府県、指定都市に設置義務が課されているとしている。また平成16年及び平成28年の児童福祉法の改正により、政令で指定する市や特別区も、児童相談所を設置することとされ、その場合は、児童相談所の設置義務に係る規定は、児童相談所設置市に適用するとしている。 そこで改めて確認させていただく。区立児童相談所の設置区において、都と特別区の「役割分担」については変更していると認識しているが、都側の見解を伺う。 そのうえで、都区制度改革実施大綱の制定に向けた当時の都区の検討過程において、「「大幅」なものであるかどうかは、影響額そのものの大きさによって判断するのではなく、当該事由に係る影響額を都区それぞれに及ぼしてみ、配分割合にどれくらいの影響があるかを基本に判断する」とされており、区側としては、児相関連経費の所要額規模が配分割合に影響が及ぶ規模であると認識している。 一方、都側は、区児相は複数年度にわたり漸次設置され、影響額について合計で変更を主張する考え方は大綱上「その他必要があると認めた場合」の該当可否を検討する際の考え方であると主張している。 都区制度改革実施大綱の制定に向けた当時の都区の検討過程において、「当該事由に係る影響額」とされていることから、児相設置という同じ事象で配分割合に影響を及ぼす規模は、年度ではなく、事象ごとに捉えるべきと考えるが、都側の見解を伺う。 (第2回幹事会)	

1 都区間の財源配分に関する事項（つづき）

	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
	児童相談所関連経費 （つづき）	区側の考え方に対する都の考えと、区側からの質問への回答は重複する部分があるため、あわせてお答えする。 まず、前回の幹事会で申し上げたとおり、普通交付金は、地方自治法施行令第210条の12の規定により、特別区の基準財政需要額から基準財政収入額を控除することにより得られる財源不足額であるというのが都区財政調整制度の基本であり、地方自治法施行令第210条の14の規定により、この財源不足額の合算額と普通交付金総額が引き続き著しく異なる場合には、条例で定める割合の変更、つまり配分割合の変更を行うものである。 こうしたことから、特別区の需要と収入がどうなっているかという点抜きには、都区間の財源配分を検討することはできない。 次に、配分割合の変更は、都区で協議して決めるものと考えている。 そのため、平成12年度の8%、平成19年度の3%、令和2年度の0.1%についても、都区で協議した結果であると認識している。 次に、児相PTで話したとおり、「清掃事業移管における『配分割合の変更』の考え方」で、「平成12年の清掃事業移管経費は、財調算定上1,287億円となり、配分を変更しなければ大幅な財源不足が見込まれる状況であったため、配分割合を変更したものであると考えた」と、見解を示したところである。 都としては、令和2年度財調方針に記載されている「都区財政調整は、基準となる財政上の需要と収入の差を普通交付金とする仕組みである」という点、及び地方自治法施行令第210条の14といった財源保障の観点から、配分割合の変更を議論する必要があると考えている。 （第3回幹事会）	前回の幹事会までにおける都側の回答は、都が最初に示した考え方を繰り返しているだけで、区側の質問に答えていない。 お互いの考え方に対する意見を交わしながら合意点を探る努力を重ねるのが協議のあり方であり、都の考え方を述べるだけではなく、区側の考え方に対する都側の考え方を示していただくようお願いする。 そこで改めて、区側の考え方を申し上げる。 都側は、財源保障の観点として2点を示しているが、都区財政調整による財源保障の体系の一部を示したものに過ぎず、しかも児相に関する配分割合について、その2点のみで議論することはできないと考えている。 都区財政調整制度における財源保障の体系は、地方交付税制度により都区一括で保障された財源のもとで、都区間の役割分担を踏まえた都区間財源配分により都と特別区総体の財源を保障したうえで、その結果得られる特別区総体の財源の範囲で特別区間の財源の不均衡を調整し、すべての特別区が一定の行政水準を維持しうよう各特別区の財源を保障するものである。 配分割合は、都区間財源配分に係るものであり、都区の役割分担に応じて定め、役割分担の変更に応じて変更するのが制度の趣旨である。 役割分担の変更に伴う配分割合変更の事由を整理して、都区で合意したのが平成12年都区制度改革実施大綱中の記述であり、配分割合の変更は、制度の趣旨と都区の合意に基づいて行われなければならない。 （つづきあり）	

1 都区間の財源配分に関する事項（つづき）

	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
	児童相談所関連経費 （つづき）		自治法施行令における配分割合変更の規定は、役割分担を踏まえた財源配分を行い、その配分のもとで普通交付金を算定した結果として、なお著しい財源不足が生じた場合には当然に配分割合を変更しなければならないとするものであり、その前に、役割分担の変更に伴う配分割合の変更がなされていることが前提になければならない。 各特別区の基準財政需要額と基準財政収入額を算定して不足額を交付するのは、役割分担に応じた都区間財源配分の結果得られる特別区総体の財源をもとに、特別区間の財源の不均衡を是正するための主たる手段である普通交付金の算定方法であって、配分割合を定めるためのものではない。 令和2年度財調方針において、都区財政調整が、基準となる財政上の需要と収入の差を普通交付金とする仕組みであるとしているのは、普通交付金算定の仕組みを言っているにすぎず、各特別区の財源保障に係るものではあっても、都区間の財源配分、つまり都と特別区総体の財源保障に係るものではない。 以上が、区側の考え方である。このことに対する都側の考え方を示されたい。仮に、区側の考え方を否定されるのであれば、根拠とともに示されたい。 次に、前回の幹事会で都側から回答をいただいた3点について伺う。 まず、都側の回答1点目についてである。令和2年度財調方針の合意内容の捉え方について、見解が異なることが改めて分かった。 繰り返しになるが、配分割合は、都区の役割分担に対応して定め、その変更に応じて変更すべきことは、地方自治法の逐条解説、平成12年都区制度改革に関する法改正時の政府資料や国会質疑を通じて明確に示されており、法の趣旨であると言える。 （つづきあり）	

1 都区間の財源配分に関する事項（つづき）

	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
	児童相談所関連経費 （つづき）		しかし、都側が主張する特別区の需要と収入の差による財源不足額で配分割合を定めるという考え方はどこにも示されていない。また、地方自治法施行令第210条の14の規定に拠らなければ配分割合の変更ができないということも示されていない。 そこで改めて確認させていただく。都側が主張する特別区の需要と収入の差による財源不足額で配分割合を定めるという考え方は、どこにも規定されていないということである。 次に都側の回答2点目についてである。 平成12年度以降3回の配分割合変更のいずれについても、財調方針等において、都側から財源不足を理由とした説明は行われたことはない」と区側は認識している。 平成19年度の変更は、三位一体改革の影響と都の補助事業の区の自主事業への切り替えを理由としたものであり、令和2年度の変更は、児童相談所の運営に関する都区の連携・協力を一層円滑に進めていく観点から、令和4年度に改めて協議することを前提とした特例的な対応を理由としたものである。 都が財源不足による変更の唯一の根拠としている平成12年度の変更についても、都区財政調整方針において、「清掃事業の移管に伴う経費等を的確に算定し、財源配分に反映させるとともに、事業運営に支障が生じないように配慮する」とされ、都が公表したプレス資料「都区財政調整制度改革案の概要」においても、「移管事業等の運営に支障が生じないように、所要の事業費を積算し、都区間の財源配分に的確に反映する」、「新たな都区間の配分は、現行の配分割合44%を基礎に、移管事業経費や将来需要等を加算して定める」と記しており、役割分担の変更が配分割合変更の理由となっている。 （つづきあり）	

1 都区間の財源配分に関する事項（つづき）

	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
	児童相談所関連経費 （つづき）		そこで改めて確認させていただく。平成12年度以降3回の配分割合変更のいずれについても、都側から財源不足を理由とした説明は行われたことはないということによろしいか。 次に都側の回答3点目についてである。区側は、役割分担の変更があったかどうかを聞いているが、都側から明確な否定がなかったので、役割分担の変更があったことは一致したと理解する。 そのうえで、P Tにおいて都側からは、「区児相は複数年度にわたり漸次設置され、影響額について合計で変更を主張する考え方は大綱上「その他必要があると認めた場合」の該当可否を検討する際の考え方である」と見解が示されている。 区側としては「役割分担の大幅な変更」に該当すると考えるが、仮に「その他必要があると認めた場合」として考える場合、その適用条件としては「影響度合いの考え方」の整理のみであると認識している。 区側は、令和2年度財調を事例として0.1%以上で変更可能であると考えているが、P Tにおいて都側からは、「特例的な対応として0.1%増やしたものであり、これをもって配分割合変更の基準とはならない。」と見解が示されている。 0.1%が特例的な対応であり判断基準とならないのであれば、何%以上で変更できると考えるのか都側の見解を伺う。 以上3点について、繰り返しになるが、区側の考え方に対する都側の考え方を示されるようお願いする。 （第3回幹事会）	

2 特別区相互間の財政調整に関する事項
基準財政需要額の調整項目

	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
1	災害対策費（在宅避難）	区案は、決算額の実施区平均から標準区経費を設定しているが、事業の普遍性や内容、経費の性質を考慮し、標準的なモデルを設定の上、標準区経費を設定すべきと考える。 （第2回幹事会）	災害対策費（在宅避難）について、新規に算定する。なお、全固定での算定とし、標準区経費は実施区平均により設定する。 （第1回幹事会）	災害対策費（在宅避難）について、新規に算定する。 なお、名称を「家具転倒防止器具設置助成事業費」とし、震災予防対策（防災普及広報等経費）の事業区分に包含する。
		区側修正案は、都側の意見を踏まえたものであり、標準区経費として合理的かつ妥当な水準であることから、区側修正案に沿って整理する。 なお、モデル設定の結果、家具転倒防止器具設置に係る助成事業をベースとしたものとなっている。家具転倒防止器具の設置は在宅避難対策のみならず、災害への予防対策として実施されるものであることから、震災予防対策（防災普及広報等経費）の事業区分に家具転倒防止器具設置助成を包含する形が適当であると考え、区側の見解を伺う。 （第4回幹事会）	合理的かつ妥当な水準を設定するに当たっては、実施区の平均をもって積算を行うべきと考えているが、今回の協議では都区双方の見解を一致させることが困難である。このため、本事業を算定するに当たっては都側の意見を踏まえ、個別の事業の普遍性等を考慮し、標準的な事業モデルにより、改めて標準区経費を設定した。 事業モデルについては、家具転倒防止器具の設置費を助成するモデルとし、実施区の標準的な補助単価と補助実績により設定した。 （第3回幹事会）	
		既存の事業区分に包含するに当たり、「家具転倒防止器具設置助成事業費」の名称とすることについて、都として異論はない。 （第4回幹事会）	震災予防対策（防災普及広報等経費）の事業区分に包含することに異論はない。なお、家具転倒防止器具設置に係る助成事業をベースとした提案内容となったことから、既存の事業区分に包含するに当たっては、「在宅避難」ではなく「家具転倒防止器具設置助成事業費」の名称とされたい。 （第4回幹事会）	

基準財政需要額の調整項目（つづき）

	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
2	感震ブレーカー設置助成事業費	感震ブレーカーについては、無償配布や設置費助成、またはその両方を実施する等、区によって事業の実施手法が異なる実態を踏まえると、単に決算額の実施区平均により標準区経費を設定することは妥当ではない。事業の普遍性や内容、経費の性質を考慮し、標準的なモデルを設定の上、標準区経費を設定すべきと考える。 （第2回幹事会） 区側修正案は、都側の意見を踏まえたものであり、標準区経費として合理的かつ妥当な水準であることから、区側修正案に沿って整理する。 （第4回幹事会）	感震ブレーカー設置助成事業費について、新規に算定する。なお、全固定での算定とし、標準区経費は実施区平均により設定する。 （第1回幹事会） 都側の意見を踏まえ、標準的な事業モデルにより、改めて標準区経費を設定した。 事業モデルについては、東京都地域防災計画における感震ブレーカーの設置目標を踏まえ、木造住宅密集地域を中心に、簡易タイプの配布及びコンセントタイプ・分電盤タイプの補助を実施するモデルとした。このうち、配布事業は、実施区の実績に基づく1台当たりの平均単価と該当地域の世帯数、目標値により設定し、補助事業は、実施区の実績に基づき、補助単価と件数の平均により設定した。 （第3回幹事会）	感震ブレーカー設置助成事業費について、新規に算定する。
3	参集・安否確認システム維持管理費	区側提案は、他のシステムに参集・安否確認システムの機能が含まれる場合の維持管理費を決算額から一律に除外しており、該当区も多いことから、適切な標準区経費の設定となっているか判断することができない。 また、決算を踏まえた標準区経費の設定に当たっては、23区総体の充足率が100%を超えるべきではないと考える。 （第2回幹事会） 区側修正案は、都側の意見を踏まえたものであり、標準区経費として合理的かつ妥当な水準であることから、区側修正案に沿って整理する。 （第4回幹事会）	参集・安否確認システム維持管理費について、新規に算定する。なお、全固定での算定とし、標準区経費は実施区平均により設定する。 （第1回幹事会） 他のシステムに参集・安否確認システムの機能が含まれている場合の維持管理費について、システム利用者数による按分を用いて対象経費を抽出した。 また、合理的かつ妥当な水準を設定するに当たっては、実施区の平均をもって積算を行うべきと考えているが、今回の協議では都区双方の見解を一致させることが困難である。このため、本事業を算定するに当たっては都側の意見を踏まえ、事業未実施区を含めた平均により、改めて標準区経費を設定した。 （第3回幹事会）	参集・安否確認システム維持管理費について、新規に算定する。

基準財政需要額の調整項目（つづき）

	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
4	行政手続デジタル推進経費	区側提案は、決算額をもとに標準区経費を設定しているが、決算を踏まえた標準区経費の設定に当たっては、23区総体の充足率が100%を超えるべきではないと考える。 （第2回幹事会）	行政手続デジタル推進経費について、新規に算定する。なお、全固定での算定とし、標準区経費は実施区平均により設定する。 （第1回幹事会）	行政手続デジタル推進経費について、新規に算定する。
		区側修正案は、都側の意見を踏まえたものであり、標準区経費として合理的かつ妥当な水準であることから、区側修正案に沿って整理する。 （第4回幹事会）	合理的かつ妥当な水準を設定するに当たっては、実施区の平均をもって積算を行うべきと考えているが、今回の協議では都区双方の見解を一致させることが困難である。このため、本事業を算定するに当たっては都側の意見を踏まえ、経費突出区の経費を精査した上で、改めて標準区経費を設定した。 （第3回幹事会）	
5	自治体システム標準化経費	区側提案は、令和6年3月に示された国のデジタル基盤改革支援補助金の補助上限額を踏まえたものであるが、当該補助金の補助上限額については、令和5年度に行われた「移行困難システム等に係る移行経費の調査について（照会）」（令和5年8月4日総行デ125号）による移行経費調査の結果に基づき措置されたものである。 令和6年度においても、同様の調査が行われており、当該調査結果に基づき補助上限額の増額の可能性があることから、現時点において、標準区経費の設定は時期尚早であるとする。 （第2回幹事会）	自治体システム標準化経費について、令和7年度に限り、臨時的に算定する。なお、全固定での算定とし、標準区経費は実施区平均により設定する。 （第1回幹事会）	協議が整わなかった項目として整理する。
		次年度以降、補助金増額の状況が明らかとなった段階で改めて協議を行うことについて異論はない。 （第4回幹事会）	デジタル基盤改革支援補助金については、令和6年11月に国が行った「地方公共団体情報システム標準化基本方針の改定案に関する地方公共団体説明会」において、令和6年度に実施した経費調査を踏まえ、補助金の基金の積み増しについて、国の財政当局と折衝中であることが示された。 当該状況を踏まえると、今回の提案において、補助金の増額の可能性を考慮することに異論はない。 しかしながら、本事業については、国の方針に基づき、原則として令和7年度末を目標に全区で実施している事業であるため、再調整での対応を含め、標準算定すべき事業である。そのため、次年度以降、補助金増額の状況が明らかとなった段階で改めて協議を行う必要があると考えるが、都側の見解を伺う。 （第3回幹事会）	

基準財政需要額の調整項目（つづき）

	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
6	公共施設ＬＥＤ灯切替事業費	区側提案は、令和6年度財調協議において都側が指摘した「特別区におけるＬＥＤ化計画の有無、ＬＥＤ灯切替の未実施率」を考慮したものになっている。 しかしながら、区の工事実績から設定した単価にばらつきが見られるほか、今年度の財調協議では、区側から「投資的経費の見直し」が提案されており、本提案との重複が懸念される。 また、令和6年度財調協議において都側が指摘した「ＬＥＤ灯切替に伴う電力消費量の影響」については、どのようにして反映する想定か伺う。 （第２回幹事会）	公共施設ＬＥＤ灯切替事業費について、新規に算定する。なお、国の計画を踏まえ、令和7年度から令和12年度までに要する経費の臨時算定とする。また、全比例での算定とし、標準区経費は、令和5年度及び令和6年度における区の工事実績から単価を設定し、その単価に標準施設の実態面積とＬＥＤ灯切替の未実施率を乗じて設定する。 （第１回幹事会）	公共施設ＬＥＤ灯切替事業費について、新規に算定する。なお、令和7年度から令和12年度までに要する経費の臨時算定とする。
		区側修正案は、都側の意見を踏まえたものであり、標準区経費として合理的かつ妥当な水準であることから、区側修正案に沿って整理する。 なお、「ＬＥＤ灯切替に伴う電力消費量の影響」については、実態調査とともに、ＬＥＤ灯の導入による効果について検証する予定とのことであり、検証方法として妥当と考えるため、今後、経常的経費における光熱水費へ適切に反映されたい。 （第４回幹事会）	合理的かつ妥当な水準を設定するに当たっては、単価にばらつきがあるとしても、特別区の実態をもって積算を行うべきと考えているが、今回の協議では都区双方の見解を一致させることが困難である。このため、本事業を算定するに当たっては、都側の意見を踏まえ、単価及び施設面積について、次のとおり精査した。 まず、単価については、国土交通省の「令和7年度施設特別整備（特別修繕）単価」で定められた電灯設備の改設・撤去単価をベースにＬＥＤ灯の改設及び蛍光灯の撤去に係る経費のモデル設定を行い、改めて設定した。 次に、施設面積については、投資的経費との重複を考慮し、標準施設の実態面積から、財調における施設区分ごとの改築サイクルを基準に、令和12年度までに改築・大規模改修を迎える施設等の面積を除くことで、投資的経費で捕捉される面積とのすみ分けを行った。 なお、電力消費量の影響については、投資的経費の見直し後の経常的経費の見直しにおいて、見直し対象となった標準施設を対象に実態調査を行うとともに、ＬＥＤ灯の導入による効果について検証を行い、検証結果を考慮することを予定している。 （第４回幹事会）	

基準財政需要額の調整項目（つづき）

	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
7	テレワーク運営経費	テレワークの実施形態によっては、職員の端末関係経費が算定されている「電子計算事務費」等との重複も考慮する必要があるが、標準区経費の検討に当たり、どのような整理をしているのか伺う。 また、決算を踏まえた標準区経費の設定に当たっては、特別区総体の充足率が100%を超えるべきではないと考える。 （第2回幹事会）	テレワーク運営経費について、正式導入区数が令和6年度財調協議の11区から16区に増加したことを踏まえ、新規に算定する。なお、一部固定での算定とし、標準区経費は正式導入している各区実績の回帰分析により設定する。 （第1回幹事会）	テレワーク運営経費について、新規に算定する。
		区側修正案は、都側の意見を踏まえたものであり、既存算定項目との重複がなく、標準区経費として合理的かつ妥当な水準であることから、区側修正案に沿って整理する。 （第4回幹事会）	職員が執務室で使用する自身の端末を持ち帰りテレワークを実施する場合には、端末本体の経費について電子計算事務費等との重複が考えられるため、当該実施形態における端末本体の経費を除外した上で、標準区経費を設定している。 また、合理的かつ妥当な水準を設定するに当たっては、実施区の数値をもって積算を行うべきと考えているが、今回の協議では都区双方の見解を一致させることが困難である。このため、本事業を算定するに当たっては都側の意見を踏まえ、経費突出区の数値を精査した上で、事業未実施区を含めた回帰分析により、改めて標準区経費を設定した。 （第3回幹事会）	
8	安全安心まちづくり推進事業費（防犯カメラ維持管理費補助金）	区側提案は、都補助が充当されるモデルを設定しているが、規模の設定に当たり、区独自で実施している補助の件数は含めるべきではないと考える。 （第2回幹事会）	安全安心まちづくり推進事業費（防犯カメラ維持管理費補助金）について、新規に算定する。なお、全固定での算定とし、標準区経費は標準的な事業モデルにより設定する。事業モデルについては、区の補助実績と「東京都防犯設備維持管理経費補助金」及び「東京都防犯設備運用経費補助金」の補助対象経費上限額等により設定する。 （第1回幹事会）	安全安心まちづくり推進事業費（防犯カメラ維持管理費補助金）について、新規に算定する。
		区側修正案は、都側の意見を踏まえたものであり、標準区経費として合理的かつ妥当な水準であることから、区側修正案に沿って整理する。 （第4回幹事会）	合理的かつ妥当な水準を設定するに当たっては、区の実態をもって積算を行うべきと考えているが、今回の協議では都区双方の見解を一致させることが困難である。このため、本事業を算定するに当たっては都側の意見を踏まえ、モデルの規模について、区独自で実施している補助の件数を除外し、改めて標準区経費を設定した。 （第3回幹事会）	

基準財政需要額の調整項目（つづき）

	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
9	区議会事務局運営費	区案は、特別区の実態を踏まえ、算定を充実するとのことであるが、具体的にどのような状況の変化があったのかを伺う。 また、議会総務費における「議会運営費」とのすみ分けを明確にする等、既存算定項目と重複しないよう内容を整理する必要があると考える。 （第2回幹事会）	区議会事務局運営費について、特別区の実態を踏まえ、算定を充実する。なお、一部固定での算定とし、標準区経費は回帰分析により設定する。 （第1回幹事会）	区議会事務局運営費について、算定を見直す。
		前回見直し時からインターネット配信の導入が進む等、特別区の実態として経費が増加していることを確認できた。区側修正案は、都側の意見を踏まえたものであり、標準区経費として合理的かつ妥当な水準であることから、区側修正案に沿って整理する。 （第4回幹事会）	前回見直しを行った平成28年度財調協議以降、区議会では、より開かれた議会を推進するため、本会議・委員会における審議状況のインターネット配信の導入が進められており、導入区数も12区から22区に増加している。 また、「議会運営費」との経費のすみ分けについて、インターネット使用料の重複が考えられるため、都側の意見を踏まえ、議員数と事務局職員数による按分を行うことで経費を精査し、改めて標準区経費を設定した。 （第3回幹事会）	
10	会計管理費（預金利子）	区案は、令和4年度財調協議の内容を踏まえた提案であり、標準区経費は23区平均により設定していることが確認できた。標準区経費として合理的かつ妥当な水準であることから、区案に沿って整理する。 （第4回幹事会）	会計管理費（預金利子）について、令和4年度財調協議において確認した3年に1度の見直しのタイミングとなったため、特別区の実態を踏まえ、算定を改善する。なお、全固定での算定とし、標準区経費は実施区平均により設定する。 （第1回幹事会）	会計管理費（預金利子）について、算定を見直す。
11	ひとり親家庭等生活向上事業費	区側提案は、都補助金の実績を踏まえたものであり、概ね妥当であると考えるが、固定費割合の設定について精査が必要と考える。 （第2回幹事会）	ひとり親家庭等生活向上事業費について、新規に算定する。なお、全比例での算定とし、標準区経費は「東京都ひとり親家庭等生活向上事業」における「子供の生活・学習支援事業」の補助実績に基づき、1人当たり経費と人口規模により設定する。 （第1回幹事会）	ひとり親家庭等生活向上事業費について、新規に算定する。
		区側修正案は、都側の意見を踏まえたものであり、合理的かつ妥当な水準であることから、区側修正案に沿って整理する。 （第4回幹事会）	都側の意見を踏まえ、数値を精査し、改めて標準区経費を設定した。 （第3回幹事会）	

基準財政需要額の調整項目（つづき）

	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
12	デジタルデバイド対策事業費	区側提案は各区の決算額から標準区経費を設定しているが、区によってばらつきが大きく、また、普遍性がない事業が含まれているなど、精査が不足しており、標準区経費としての妥当性が判断できない。 （第2回幹事会）	デジタルデバイド対策事業費について、新規に算定する。なお、全固定での算定とし、標準区経費は実施区平均により設定する。 （第1回幹事会）	協議が整わなかった項目として整理する。
		実施方法等にばらつきがある事情は承知した。しかしながら、標準区経費は合理的かつ妥当な水準で設定する必要がある。繰り返しになるが、区側提案は精査が不足しており、標準区経費としての妥当性が判断できない。 （第4回幹事会）	デジタルデバイド対策事業は、令和6年度中に23区中21区で実施を予定しているが、事業開始から間もない区が多いこと等もあり、各区の実施方法等にはばらつきがある。これらを踏まえて、標準区経費については、実施区平均により設定しているところである。 （第3回幹事会）	
			特別区の実態や事業の内容を踏まえれば、算定されるべき事業であるとの考えに変わりはないが、今回の協議では、都区双方の見解を一致させることは困難であることから、協議が整わなかった項目として整理する。 （第4回幹事会）	
13	高次脳機能障害者支援事業費	区側提案は各区の決算額から標準区経費を設定しているが、普遍的ではない経費が含まれているなど、精査が必要と考える。また、実施区平均による標準区経費の設定では妥当性に欠けると考える。 （第2回幹事会）	高次脳機能障害者支援事業費について、新規に算定する。なお、全固定での算定とし、標準区経費は実施区平均により設定する。 （第1回幹事会）	高次脳機能障害者支援事業費について、新規に算定する。
		区側修正案は、都側の意見を踏まえたものであり、合理的かつ妥当な水準であることから、区側修正案に沿って整理する。 （第4回幹事会）	合理的かつ妥当な水準を設定するに当たって、実施区の数値をもって設定すべきという考えに変わりはないものの、今回の協議では都区の見解を一致させることが困難である。このため、本事業を算定するに当たっては都側の意見を踏まえ、事業未実施区を含めて設定する等、経費を精査し、改めて標準区経費を設定した。 （第3回幹事会）	

基準財政需要額の調整項目（つづき）

	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
14	重層的支援体制整備事業費	重層的支援体制整備事業は高齢、障害、子ども、生活困窮の4分野について、制度ごとに分かれている相談支援などの関連事業を一体的に実施するものであるが、従来から実施している各分野の事業について、どのような影響を受けるのかを伺う。 また、従来から実施している事業については、既に算定されているものと理解しているが、本提案事業と関連する事業について伺う。 さらに、区側提案によると、令和5年度に重層的支援体制整備事業に移行している区は6区とのことであり、普遍性がない。そこで、令和6年度の状況や令和7年度以降の見通しについて伺う。 （第1回幹事会）	重層的支援体制整備事業費について、新規に算定する。なお、全比例での算定とし、標準区経費は「重層的支援体制整備事業」の補助実績に基づき、1人当たり経費と人口規模により設定する。 （第1回幹事会）	重層的支援体制整備事業費について、新規に算定する。なお、児童福祉費（利用者支援事業費）について算定を廃止する。また、児童福祉費（地域子育て支援拠点事業）について、事業名を地域子育て支援拠点事業（都単独型）に改める。
		重層的支援体制整備事業への移行状況を確認した結果、令和7年度には15区が実施予定であり、また将来的に普遍的な事業となることは制度上も確認できた。 ただし、重層的支援体制整備事業を単に現行算定に加えるという区側提案は妥当ではない。区側から、既存事業への影響として説明があったとおり、重層的支援体制整備事業へ移行した自治体は、既存事業としては実施しない形となる。そのため、標準区に重層的支援体制整備事業を算入するのであれば、財調上の関連事業を存置することは妥当ではない。関連事業について、重層的支援体制整備事業の経費積算の一部に組み替える形で整理すべきである。 また、高齢分野の事業について、保険料負担部分を区負担として経費設定がされていることから、精査が必要である。 （第2回幹事会）	従来は、高齢、障害、子ども、生活困窮の各分野ごとの制度に基づいて行われる相談支援や地域づくりに対して補助金が交付されていたが、重層的支援体制整備事業に移行することにより、重層的支援体制整備事業交付金として一体的に補助金の交付を受け、事業を執行することとなる。 財調における関連事業は、高齢分野は老人福祉費（介護保険事業助成費）の一部、障害分野は社会福祉費（地域生活支援事業費）の一部、子ども分野は児童福祉費（地域子ども子育て支援事業費）の一部、生活困窮分野は社会福祉費（生活困窮者自立支援事業費）の一部である。 次に、重層的支援体制整備事業への移行状況であるが、現時点で11区が移行しており、令和7年度には更に4区が移行する予定である。また、令和6年度時点で4区が重層的支援体制整備事業への移行準備事業を行っており、制度上、将来的に重層的支援体制整備事業に移行することから、本事業の普遍性が見込まれるものである。 （第2回幹事会）	
		区側修正案は、都側の意見を踏まえたものであり、合理的かつ妥当な水準であることから、区側修正案に沿って整理する。 （第4回幹事会）	都側の意見を踏まえ、数値を精査し、改めて標準区経費を設定した。なお、関連事業の組み替えに伴い、児童福祉費（利用者支援事業費）は廃止、児童福祉費（地域子育て支援拠点事業）については、事業名を地域子育て支援拠点事業（都単独型）に改める。 （第4回幹事会）	

基準財政需要額の調整項目（つづき）

	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
15	心身障害者福祉手当支給費	本事業は、都条例においてその範囲を定めているが、区側提案で新規に算定とする対象は、いずれも都条例の支給対象に含まれていないことから、算定すべきではないと考える。 （第2回幹事会）	障害者の負担軽減と福祉の増進を図ることを目的とした心身障害者福祉手当支給費について、身体障害者手帳3級・愛の手帳4度・精神障害者保健福祉手帳1級所持者への手当を新規に算定する。なお、全比例での算定とし、23区平均による支給単価と回帰分析による件数により設定する。 （第1回幹事会）	協議が整わなかった項目として整理する。
		繰り返しになるが、本事業は、都条例においてその範囲を定めており、都条例の支給対象に含まれていない以上、算定すべきではないと考える。 （第4回幹事会）	本事業は、障害者の経済的、精神的負担の軽減と福祉の増進を図ること等を目的として、各区が助成を行っているものであり、区側としては特別区の実態を踏まえて標準区経費として算定すべきと考える。 （第3回幹事会）	
			特別区の実態や事業の内容を踏まえれば、算定されるべき事業であるとの考えに変わりはないが、今回の協議では、都区双方の見解を一致させることは困難であることから、協議が整わなかった項目として整理する。 （第4回幹事会）	
16	高齢者補聴器購入費助成事業費	予算を用いた標準区設定では妥当性に欠けると考える。 （第2回幹事会）	高齢者補聴器購入費助成事業費について、新規に算定する。なお、全比例での算定とし、標準区経費は1人当たり経費と65歳以上人口の規模により設定する。 （第1回幹事会）	高齢者補聴器購入費助成事業費について、新規に算定する。
		区側修正案は、都側の意見を踏まえ、都補助金の交付決定額をもとに経費設定を行ったものであり、合理的かつ妥当な水準であることから、区側修正案に沿って整理する。 なお、次年度以降については、前々年度補助実績に連動して毎年度メンテナンスを行うことが適当であると考えているが、この点について区側の見解を伺う。 （第4回幹事会）	予算を用いた標準区設定では妥当性に欠けるとの発言があったが、算定にあたっては、事業の性質や背景等を踏まえるべきであり、予算額での算定にも合理性があるという考えに変わりはない。 しかしながら、提案した内容では、合意することが困難であることから、都側の意見を踏まえ、都補助金の交付決定額に基づいて、改めて標準区経費を設定した。 （第3回幹事会）	
			次年度以降、補助実績に応じて毎年度メンテナンスを行うことは、適切な方法であり異論はない。 （第4回幹事会）	

基準財政需要額の調整項目（つづき）

	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
17	生活保護総務費 （医療扶助オンライン資格確認等運営負担金）	本事業について、厚生労働省のホームページを確認したところ、「医療券等の送付や受け取り等のコスト・手間が軽減される」との記載があった。この記載を踏まえれば、生活保護総務費の通信運搬費等を合わせて調査し、経費に縮減の余地がないか確認すべきと考えるが、区側の見解を伺う。 （第1回幹事会） 今回の提案時に各区経費への影響を把握することが困難であることは承知した。ただし、事業効果としてコスト軽減が挙げられている以上、本事業が通信運搬費等へ与える影響について、将来的に調査し、結果に応じて見直しを検討すべきと考えるが、区側の見解を伺う。 なお、区側提案については、社会保険診療報酬支払基金より示された単価等に基づくものであり、概ね妥当であると考え、対象者数の設定については、密度補正の影響を加味するなど、精査が必要と考える。 （第2回幹事会） 区側修正案は、都側の意見を踏まえたものであり、合理的かつ妥当な水準であることから、区側修正案に沿って整理する。 （第4回幹事会）	生活保護総務費（医療扶助オンライン資格確認等運営負担金）について、新規に算定する。なお、全比例での算定とし、標準区経費は社会保険診療報酬支払基金から示された項目ごとの単価、各区の被保護者数等の事業モデルにより設定する。 （第1回幹事会） 本事業は令和6年4月から開始された事業であることから、現時点では各区の経費への影響について、確認することはできない。 （第2回幹事会） 将来的に必要なに応じて見直しをすることに異論はない。また、都側の意見を踏まえ、数値を精査し、改めて標準区経費を設定した。 （第3回幹事会）	生活保護総務費（医療扶助オンライン資格確認等運営負担金）について、新規に算定する。

基準財政需要額の調整項目（つづき）

	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
18	ヤングケアラー支援事業費	区側提案は各区の決算額から標準区経費を設定しているが、各区の経費にばらつきがあることから、精査が必要と考える。また、実施区平均による標準区経費の設定では妥当性に欠けると考える。 さらに、議会総務費の職員研修費や外国人生活支援等事業費と重複する経費が含まれているため、これらの経費については経費設定から除外すべきと考える。 （第2回幹事会）	ヤングケアラー支援事業費について、新規に算定する。なお、全固定での算定とし、標準区経費は実施区平均により設定する。 （第1回幹事会）	協議が整わなかった項目として整理する。
		実施方法等にばらつきがある事情は承知した。 しかしながら、標準区経費は合理的かつ妥当な水準で設定する必要がある。繰り返しになるが、区側提案は精査が不足している等、標準区経費としての妥当性に欠けると考える。 （第4回幹事会）	ヤングケアラー支援事業費は、令和6年度中に23区中17区で実施を予定しているが、事業開始から間もない区が多いこと等もあり、各区の実施方法等にはばらつきがある。これらを踏まえて、標準区経費については、実施区平均により設定しているところである。 （第3回幹事会）	
			特別区の実態や事業の内容を踏まえれば、算定されるべき事業であるとの考えには変わりはないが、今回の協議では、都区双方の見解を一致させることは困難であることから、協議が整わなかった項目として整理する。 （第4回幹事会）	
19	要支援児保育巡回支援専門員経費	区側提案は各区の決算額から標準区経費を設定しているが、各区の経費にばらつきがあることから、経費設定方法について精査が必要と考える。また、事業の性質上、個別に経費設定を行うのではなく、両施設を合わせて経費設定すべきと考える。 （第2回幹事会）	要支援児保育巡回支援専門員経費について、新規に算定する。なお、保育所分については、回帰分析の結果を踏まえ全比例での算定とし、標準区経費は1人当たり経費と18歳未満人口の規模により設定する。また、放課後児童クラブ分については、全固定での算定とし、標準区経費は実施区平均により設定する。 （第1回幹事会）	協議が整わなかった項目として整理する。
		繰り返しになるが、区側提案は精査が不足している等、標準区経費としての妥当性に欠けると考える。 （第4回幹事会）	本事業における各区の経費や特定財源の充当状況にはばらつきがあり、これらを踏まえて、決算額から標準区経費を設定しているところである。 （第3回幹事会）	
			特別区の実態や事業の内容を踏まえれば、算定されるべき事業であるとの考えには変わりはないが、今回の協議では、都区双方の見解を一致させることは困難であることから、協議が整わなかった項目として整理する。 （第4回幹事会）	

基準財政需要額の調整項目（つづき）

	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
20	地域型保育等における定員未充足による減収補填事業費	区側提案は地域型保育と私立認定こども園を対象にしたものであるが、前者は単位費用、後者は態容補正で捕捉しているものであり、算定方法の違いを考慮した経費設定を検討すべきである。次に、私立認定こども園については、令和6年度当初算定における補正対象区は19区であるが、本事業の実施区は5区と少数であり、普遍性がない。また、減収補填のスキームについても、各区でばらつきがあり、単に決算額をもとにした経費設定では、合理的かつ妥当な水準とは言えない。 （第2回幹事会）	地域型保育等における定員未充足による減収補填事業費について、新規に算定する。なお、全固定での算定とし、標準区経費は実施区平均により設定する。 （第1回幹事会）	協議が整わなかった項目として整理する。
		第2回幹事会で述べたとおり、本事業の経費設定に当たっては複数の課題があることから、区側提案は合理的かつ妥当な水準とは言えない。 （第4回幹事会）	定員未充足による減収補填事業は、多数の区で実施している普遍的な事業であり、特別区の実態を踏まえ標準区の設定を行っていることから、他の財調算定されている事業と何ら異なるものではないと考える。よって、当該経費は、標準的な経費として妥当と考える。 （第3回幹事会）	
			特別区の実態や事業の内容を踏まえれば、算定されるべき事業であるとの考えに変わりはないが、今回の協議では、都区双方の見解を一致させることは困難であることから、協議が整わなかった項目として整理する。 （第4回幹事会）	

基準財政需要額の調整項目（つづき）

	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
21	高校生等医療費助成事業費	都は、子育てを支援する福祉施策の充実に向け、区市町村が実施する高校生等への医療費助成事業に対し、所得制限や通院時の一部自己負担等の基準を設けた上で補助することとしており、早期の事業開始を促進するため、令和5年度から3年間は都の負担割合を10分の10としている。 これにより、都制度においては、区負担は発生しない枠組みとなっている。 昨年度の協議でも申し上げたとおり、都全域における妥当な水準であると判断し導入されている都補助制度に沿った算定が「合理的かつ妥当な水準」であることから、区側提案は妥当ではないと考えている。 （第2回幹事会）	高校生等医療費助成事業費について、都補助の対象外である所得制限及び一部自己負担金に係る扶助費及び審査支払手数料について、令和7年度まで臨時的に算定する。 （第1回幹事会）	協議が整わなかった項目として整理する。
		繰り返しになるが、本事業については、都全域における妥当な水準であると判断し導入されている都補助制度に沿った算定が「合理的かつ妥当な水準」であると考えている。 （第4回幹事会）	本事業は都が一方的に発表した事業であり、都の補助基準は都区で調整したものの、意見が折り合わず、特別区の意見が反映されていないまま、令和5年度からの3年間について、所得制限等を設定するものとなっている。このため、都の補助基準は、特別区の事業実態や、特別区が作り上げ、推進してきた既存の制度を踏まえたものになっていない。 特別区域を対象とした財調制度であることを踏まえ、本事業における「合理的かつ妥当な水準」は、特別区域におけるサービス水準によるべきと考える。 （第3回幹事会）	

基準財政需要額の調整項目（つづき）

	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
	高校生等医療費助成事業費 （つづき）	令和8年度財調協議において、本事業に関する提案がなされた場合、真摯に協議を行うことに異論はない。 （第4回幹事会）	特別区の実態や事業の内容を踏まえれば、特別区域におけるサービス水準により算定すべき事業であるとの考えに変わりはないが、今回の協議では、都区双方の見解を一致させることは困難であることから、協議が整わなかった項目として整理する。 なお、本事業における制度や財源負担のあり方は、都区で協議した結果、都が所得制限・自己負担金の設定を前提に、令和5年度から3年間については全額負担することとし、令和8年度以降のあり方については、今後別途協議することとなっていた。その後の協議において、令和7年10月からの所得制限撤廃については合意する一方で、令和8年度以降の財源については、区の負担割合が2分の1となり、財調協議において議論することとされた。については、令和8年度財調協議において、本事業を改めて提案したいと考えているため、真摯に協議に応じていただくようお願いする。 （第4回幹事会）	
22	放課後児童クラブ事業費及び区立保育所管理運営費 （医療的ケア児支援事業費）	区側提案は各区の決算額から標準区経費を設定しているが、各区の経費にはばらつきがある。経費設定に当たっては、医療的ケア児の受入施設数を考慮するなど、精査が必要と考える。 また、放課後児童クラブ分については、現行の標準区経費において、直営や委託といった運営形態に応じた算定としていることを踏まえ、それを考慮した経費設定を行う必要があると考える。 （第2回幹事会）	放課後児童クラブ事業費及び区立保育所管理運営費（医療的ケア児支援事業費）について、新規に算定する。なお、区立保育所分・放課後児童クラブ分ともに、全固定での算定とし、標準区経費は実施区平均により設定する。 （第1回幹事会）	放課後児童クラブ事業費及び区立保育所管理運営費（医療的ケア児支援事業費）について、新規に算定する。
		区側修正案は、都側の意見を踏まえたものであり、合理的かつ妥当な水準であることから、区側修正案に沿って整理する。 （第4回幹事会）	都側の意見を踏まえ、数値を精査し、改めて標準区経費を設定した。 （第3回幹事会）	

基準財政需要額の調整項目（つづき）

	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
23	国民健康保険総務費（データヘルス計画等策定経費）	平成30年度財調協議で国民健康保険制度改革を反映させた際、法定内繰出金を標準算定としたところであるが、本経費は法定内繰出金に該当するか区側の見解を伺う。 （第2回幹事会）	国民健康保険総務費（データヘルス計画等策定経費）について、新規に算定する。なお、全固定での算定とし、標準区経費は実施区平均により設定する。また、特別区の実態を踏まえ6年計画とし、毎年6分の1ずつ算定する。 （第1回幹事会）	協議が整わなかった項目として整理する。
		全区が特定健康診査実施計画と一体でデータヘルス計画を一体的に策定していることは、理解した。 しかし、法定内繰出金に該当するか確認できていない以上、標準区経費としての妥当性が判断できない。 （第4回幹事会）	本計画策定経費が、法定内繰出金に該当するかどうかについては確認できていない。 平成30年度財調協議の考え方は理解しているが、本経費は平成25年6月に閣議決定された「日本再興戦略」においてデータヘルス計画策定が求められており、また、国が発行している手引きでは、特定健康診査実施計画と一体で計画を策定することが強く推奨されている。区側の調査では、全区で特定健康診査実施計画と一体でデータヘルス計画を策定しており、両計画策定を併せて算定する必要があると考えるが、都側の見解を伺う。 （第3回幹事会）	
			全区で実施しているため、普遍性等を踏まえれば、算定されるべき事業であり、法定内繰出金への該当の可否のみをもって、標準算定されないことは妥当ではないと考えるが、今回の協議では都区双方の見解を一致させることは困難であることから、協議が整わなかった項目として整理する。 なお、現状の国民健康保険事業助成費の算定の考え方では、本計画策定経費のように法定内繰出金であることが確認できないことで、国保事業実施にあたって、必然的に生じる経費が財調上算定されないことになってしまうため、財調上の繰出金算定の考え方については、特別区の法定外繰出金の実態等を踏まえ、適切な算定となるよう引き続き検討していく必要があると考える。 （第4回幹事会）	

基準財政需要額の調整項目（つづき）

	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
24	【投資】放課後児童クラブ新設費	本事業は将来的かつ一時的な需要であり、またその実施規模も未確定であることから、本来標準区経費に馴染まない経費であると考え。一方で、放課後児童クラブの待機児童対策の重要性は都としても理解しており、本提案について前向きに検討したいと考えている。 まず、区側提案は3か年分の経費を対象としたものであるが、将来的な需要であり、実施規模が未確定である点を踏まえ、今回の協議では令和7年度分のみを対象とすることとし、令和8年度分以降については、次年度以降の財調協議で改めて議論すべきと考える。 次に、増加が見込まれる定員数をもとに経費設定をしているが、どのような方法で定員数を見込んでいるのかを伺う。 また、一人当たりの決算単価については、設定に用いた各区の実績を確認すると、施設の確保に当たって、経費が発生していない事例があるため、経費設定に当たってはこの点を考慮すべきである。加えて、各区において過去に整備した施設と令和7年度以降に整備を予定している施設における一人当たり面積に乖離があるため、それらを考慮した経費設定を行うべきである。 なお、整備予定施設の一人当たり面積には、各区でばらつきが見られるため、精査が必要である。 （第2回幹事会）	放課後児童クラブ新設費について、3か年分の経費を一括して臨時的に算定する。なお、全比例での算定とし、標準区経費は令和7年度から9年度までに増加が見込まれる定員数と令和元年度から5年度までの決算により算出した一人当たりの決算単価により設定する。 （第1回幹事会）	放課後児童クラブ新設費について、臨時的に算定する。
		区側修正案は、都側の意見を踏まえたものであり、合理的かつ妥当な水準であることから、区側修正案に沿って整理する。 （第4回幹事会）	都側から質問のあった「どのような方法で定員数を見込んでいるのか」についてであるが、小学校の児童数の想定数と直近の放課後児童クラブの利用率を踏まえ算出している。 また、都側の意見を踏まえ、次の点等を修正し、改めて標準区経費を設定した。まず、提案内容については、令和7年度に生じる経費のみを臨時的に算定するものとする。次に、一人当たりの決算単価については、新設に当たり経費の発生していない施設分を積算根拠に加えた上で、過去に整備した施設と精査を行った新設予定の施設における一人当たり面積の乖離率を乗算する等の精査を行った。 （第4回幹事会）	

基準財政需要額の調整項目（つづき）

	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
25	障害者就労支援事業費	本事業のコーディネーターの配置人数については「区市町村障害者就労支援事業実施要領」に基づき設定すべきと考える。また、同要領では障害者就労支援センター1施設当たりとして、配置人数が設定されているが、各区における施設は概ね1施設となっていることから、測定単位の数値に連動しない全固定による算定とすべきと考える。 また、単価についても「区市町村障害者就労支援事業補助金取扱要領」における最新単価を用いるべきと考える。 （第2回幹事会）	障害者就労支援事業費について、特別区の実態を踏まえ、算定を充実する。なお、一部固定による算定とし、標準区経費は回帰分析により設定する。 （第1回幹事会）	障害者就労支援事業費について、算定を見直す。
		区側修正案は、都側の意見を踏まえたものであり、合理的かつ妥当な水準であることから、区側修正案に沿って整理する。 （第4回幹事会）	合理的かつ妥当な水準を設定するにあたっては、特別区の実態を踏まえた算定にすべきとの考えに変わりはない。しかしながら、今回の協議では都区双方の見解を一致させることが困難であるため、都側の意見を踏まえ、コーディネーター配置数について、都の「区市町村障害者就労支援事業実施要領」に基づいた配置とした。また、全固定による算定へと精査し、改めて標準区経費を設定した。 （第3回幹事会）	
26	介護人材確保等対策事業費	区側提案は各区の決算額から標準区経費を設定しているが、区によってばらつきが大きく、また、具体的な事業内容が精査されておらず、標準区経費としての妥当性が判断できない。 （第2回幹事会）	介護人材確保等対策事業費について、算定を充実する。なお、全比例での算定とし、標準区経費は1人当たり経費と人口規模により設定する。 （第1回幹事会）	協議が整わなかった項目として整理する。
		繰り返しになるが、区側提案は、各区の経費のばらつきや具体的な事業内容の精査がされておらず、標準区経費としての妥当性が判断できない。 （第4回幹事会）	介護人材確保等対策事業費は、全区で実施しているところであるが、各区の経費や実施方法等にはばらつきがある。これらを踏まえて、標準区経費については、各区の決算額から、1人当たり経費と人口規模により設定しているところである。 （第3回幹事会）	
			特別区の実態や事業の内容を踏まえれば、算定されるべき事業であるとの考えに変わりはないが、今回の協議では、都区双方の見解を一致させることは困難であることから、協議が整わなかった項目として整理する。 （第4回幹事会）	

基準財政需要額の調整項目（つづき）

	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
27	指導検査事業費	区側提案は各区の決算額から標準区経費を設定しているが、実施区平均による経費設定では妥当性に欠けると考える。また、社会福祉法人に関する経費について、需用費を廃止し、委託料で算定することとしているが、各区の実態を踏まえ、引き続き需用費として算定することが適切と考える。 さらに、保育施設等に関する経費のうち、幼稚園を対象とした部分については、切り分けを行った上で、教育費で算定すべきと考える。 （第2回幹事会）	社会福祉法人に対する会計検査等の指導検査に係る経費について、特別区の実態を踏まえ算定を充実するとともに、保育施設等に対する会計検査等の指導検査に係る経費について新規に算定する。なお、社会福祉法人分・保育施設等分ともに、全固定での算定とし、標準区経費は実施区平均により設定する。 （第1回幹事会）	指導検査事業費（社会福祉法人分）について、算定を見直す。また、指導検査事業費（保育施設分）及び教育費（指導検査事業費（教育施設分））について、新規に算定する。
		区側修正案は、都側の意見を踏まえたものであり、合理的かつ妥当な水準であることから、区側修正案に沿って整理する。 （第4回幹事会）	合理的かつ妥当な水準を設定するに当たって、実施区の数値をもって設定すべきという考えに変わりはないものの、今回の協議では都区の見解を一致させることが困難である。このため、本事業を算定するに当たっては都側の意見を踏まえ、事業未実施区を含めて設定するなど、経費を精査し、改めて標準区経費を設定した。 なお、幼稚園を対象にした経費については、教育費の「その他の教育費（人口）」において算定する。 （第3回幹事会）	

基準財政需要額の調整項目（つづき）

	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
28	子ども医療費助成事業費	区側提案は、都補助の水準ではなく、特別区域におけるサービス水準により算定すべきとの内容である。 この見直しについては、これまでも複数回にわたり、区側から提案がされているが、都はこれまでの協議において、都の補助基準が都全域における「合理的かつ妥当な水準」であると見解を示してきたところである。 今回、区側から「少子化対策に向けた各自治体の取組は、より一層拡充されていくもの」との発言があった。 都としても、少子化が急速に進行する中、全ての子どもの健全な育ちと子育て世帯の経済的負担の軽減を進めるため、子どもの医療費助成について、令和7年10月からの所得制限撤廃を目指すこととした。 そのため、財調の標準区経費の設定においても、令和7年10月分以降、所得制限を撤廃することで合意をしたいと考えている。 （第1回幹事会）	本事業における医療費助成は、所得制限や自己負担金を設けずに23区全区で行っている。 一方、財調における子ども医療費助成事業費の算定は、市町村部に対する都補助の水準に準拠しており、所得制限や一部自己負担金が設定されていることから、現行の算定と大きく乖離している。 所得制限や自己負担金の撤廃については、これまでも都区で協議を重ねてきたが、都側から、都補助の水準が合理的かつ妥当な水準であるなどといった見解が示され、協議不調となっている。 今回の見直しは、子ども医療費助成事業を取り巻く状況の変化や現行の算定と乖離している状況を踏まえ、改めて所得制限等の撤廃を提案する。 国が6月に公表した、「人口動態統計」によると、1人の女性が一生のうちに産む子どもの数の指標である令和5年の「合計特殊出生率」は全国で1.20と過去最低となったが、東京都は都道府県別で最も低い0.99という状況にある。とりわけ、区部では更に低く、全国の市区町村別にみた合計特殊出生率の下位20自治体のなかに6区が入っており、今後、少子化対策に向けた各自治体の取組は、より一層拡充されていくものと考ええる。 こうした状況の変化はもとより、特別区域を対象とした財調制度であることを踏まえれば、本件については、都全域を対象とした都補助の水準ではなく、特別区域におけるサービス水準により算定すべきと考えるが、都側の見解を伺う。 （第1回幹事会）	

基準財政需要額の調整項目（つづき）

	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
	子ども医療費助成事業費 （つづき）	前回の幹事会でも申し上げたが、本事業については、都の補助基準が都全域における「合理的かつ妥当な水準」であると考えている。 （第2回幹事会）	第1回幹事会において、都側から、都としても令和7年10月からの所得制限撤廃を目指し、財調の標準区経費の設定においても、令和7年10月分以降、所得制限を撤廃することで合意をしたいとの発言があった。 所得制限の撤廃について合意すること自体に異論はないが、特別区域を対象とした財調制度であることを踏まえれば、都が所得制限撤廃を目指すことを以て算定するのではなく、特別区域におけるサービス水準であることを理由に算定すべきものであると考える。 繰り返しになるが、本事業における医療費助成は、従来から23区全区で所得制限や自己負担金を設けずに行っている。また、都としても所得制限撤廃を目指すことを既に表明している。現時点において、所得制限を撤廃することが「合理的かつ妥当な水準」であると、これまでの見解を改めたのであれば、算定する期間は、令和7年10月以降分ではなく、令和7年4月以降分を算定することが妥当と考える。 また、特別区域を対象とした財調制度であることを踏まえれば、特別区域におけるサービス水準により、自己負担金撤廃分についても同様に算定すべきと考える。 （第2回幹事会）	

基準財政需要額の調整項目（つづき）

	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
	子ども医療費助成事業費 （つづき）	区側から、本事業の「合理的かつ妥当な水準」が都の補助基準であると考え理由について、確認があった。 まず、特別区の実態として、都の補助基準の範囲内で事業を実施する区が存在しないことについては、都としても把握している。しかし、「あるべき需要」を判断する上では、「普遍性」だけでなく、「合理的かつ妥当な水準」であることが必要である。そのため、当該事業について言えば、地方交付税制度では算定されておらず、都全域における妥当な水準であると判断し導入されている都補助制度に沿った算定が「合理的かつ妥当な水準」であると考えている。 続いて、都側からも1点申し上げる。 本事業の「合理的かつ妥当な水準」については、区側として、都と異なる見解を持たれていることは承知している。 一方で、第2回幹事会において、区側から「合意すること自体に異論はない」と述べられており、少なくとも令和7年10月分以降、所得制限を撤廃すること自体は、都区で合意に至ることができるものと考えている。 そのため、合意に当たって、必要となる論点を取りまとめた。区側として、今回の財調協議で合意する意向を持っていれば、次回、論点メモに対する見解と、修正案をご提示いただきたい。 （第3回幹事会）	第2回幹事会において、所得制限を撤廃することが「合理的かつ妥当な水準」であるの見解を改めたのであれば、令和7年4月以降分を算定することが妥当であること、また、特別区域におけるサービス水準により、自己負担金撤廃分についても算定することを求めた。 これに対して、都側から、「本事業については、都の補助基準が都全域における『合理的かつ妥当な水準』である」と考える」と発言があった。 これまで述べたとおり、本事業における医療費助成は、従来から23区全区で所得制限や自己負担金を設けずに行っており、都の補助基準の範囲内で事業を実施する区は存在しない。それにもかかわらず、都の補助基準が「合理的かつ妥当な水準」であるとする都側の発言は、特別区の実態をないがしろにしている。 平成19年度以降、本事業は特別区の自主事業として財調算定されており、特別区においては都から補助金を交付されていない状況にあるが、その水準は都の補助基準とされたままである。特別区域を対象とした財調制度であるにもかかわらず、なぜ特別区域におけるサービス水準ではなく、都の補助基準が「合理的かつ妥当な水準」であるとするのか、その理由を伺う。 （第3回幹事会）	

基準財政需要額の調整項目（つづき）

	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
29	放課後児童クラブ事業費	区側提案を確認したが、過大な経費が多数含まれていることや、一部の項目において経費が適切に計上されていないこと等、全般的に精査が不足しており、妥当性が判断できない。 また、放課後児童クラブに関連する経費については、今年度の財調協議において、別事業としても提案がされており、一部の経費が重複しているため、妥当ではない。 さらに、区側提案は報酬等を据え置きとしている一方で、直営の施設数は減少傾向にあることを踏まえれば、報酬等についても合わせて見直すべきと考えるが、区側の見解を伺う。 （第2回幹事会）	放課後児童クラブ事業費について、各区の実態を踏まえ算定を充実する。なお、直営施設については、施設数及び施設面積を踏まえ全比例により算定し、それ以外の施設については、回帰分析の結果を踏まえ一部固定により算定する。 （第1回幹事会）	放課後児童クラブ事業費について、算定を見直す。
		区側修正案は、都側の意見を踏まえたものであり、合理的かつ妥当な水準であることから、区側修正案に沿って整理する。 （第4回幹事会）	都側の意見を踏まえ、区間ではらっきの大きい項目の精査や、今年度提案している別事業と重複する経費を除外した。また、報酬については、会計年度任用職員の各区の実績を踏まえ、1施設当たりの人数規模を見直した。加えて、直営の施設数が減少していることや、委託及び民設の施設数が増加していることを踏まえ施設規模についても見直し、改めて標準区経費を設定した。 （第4回幹事会）	
30	利用者負担（保育所等）	本事業については、過去、子ども・子育て支援法における施設型給付費に係る利用者負担額の定めや、地方交付税における施設型給付費の積算方法を踏まえ、国基準が「合理的かつ妥当な水準」であると見解を示している。 （第3回幹事会）	保育所及び認定こども園等の利用者負担の算定について、特別区の実態を踏まえ、算定を充実する。 （第1回幹事会）	協議が整わなかった項目として整理する。
			特別区の実態や事業の内容を踏まえれば、特別区域におけるサービス水準により算定すべき事業であるとの考えに変わりはないが、今回の協議では、都区双方の見解を一致させることは困難であることから、協議が整わなかった項目として整理する。 （第4回幹事会）	
31	私立保育所施設型給付費等	区側提案は、標準区経費として合理的かつ妥当な水準であることから、区案に沿って整理する。 （第4回幹事会）	公定価格の見直しによる4歳以上児配置改善加算の創設に伴い、私立保育所施設型給付費等について、特別区の実態を踏まえ、算定を充実する。 （第1回幹事会）	私立保育所施設型給付費等について、算定を見直す。

基準財政需要額の調整項目（つづき）

	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
32	生活困窮者自立支援事業費	現行の標準区経費の設定方法について、対象となる補助金のうち半数を超えるメニューのみを積算の対象としているが、今回の提案において、全事業を積算に含める方法に変更している。また、現行では前年度国庫内示額を用いた経費設定を行っているが、前々年度補助実績額を用いて経費設定をする方法に改めることとしている。 これらについて、現行の経費設定方法から変更する理由を伺う。 （第1回幹事会）	生活困窮者自立支援事業費について、特別区の実態を踏まえ、算定を充実・改善する。なお、全比例での算定とし、標準区経費は「生活困窮者自立相談支援事業」及び「生活困窮者就労準備支援事業」の補助実績に基づき、1人当たり経費と人口規模により設定する。 （第1回幹事会）	生活困窮者自立支援事業費について、算定を見直す。なお、社会福祉費（地域社会福祉協議会育成費）の一部経費について廃止する。
		現行の経費設定方法について妥当であると考えているが、区の考えも理解できるものである。ただし、経費設定について一部精査が必要であり、また、本件を合意した場合、社会福祉費（地域社会福祉協議会育成費）の一部と経費の重複が発生するため、当該経費は廃止すべきと考える。 （第2回幹事会）	本事業は区側提案により算入したものであるが、当時の考えとして、事業開始当初であり各区が今後どの様に事業を実施していくか不明瞭な部分があったため、個別のメニューに着目し、個々に普遍性を判断する形で経費設定を行い、提案を行った。一方、事業開始から時間が経過し、「生活困窮者自立支援」という事業目的のもと、各区がその必要に応じて、個々の事業を実施している状況が定着している。それらの事業は全て、「生活困窮者自立支援」という目的のために実施しているものであることから、普遍性の判断として、個々の事業に着目するのではなく、全体として判断することが妥当であると整理したものである。 次に、内示額から実績額に変更した理由であるが、事業開始当初は各区の事業拡大傾向を迅速に反映するため、内示額での経費設定には一定の合理性があったものと考えている。しかし、内示額では、追加内示額が反映されていない場合や、未執行経費が発生している場合等、実績との乖離が生じることがある。そのため、事業開始から一定の時間が経過している、現時点においては、実績額で経費設定することが妥当であると考えているものである。 （第2回幹事会）	
		区側修正案は、都側の意見を踏まえたものであり、合理的かつ妥当な水準であることから、区側修正案に沿って整理する。 なお、重層的支援体制整備事業への移行対象事業については、「重層的支援体制整備事業費」の標準区経費に含めるものとする。 （第4回幹事会）	都側の意見を踏まえ、数値を精査し、改めて標準区経費を設定した。また、本件の合意に伴い、重複が生じる社会福祉費（地域社会福祉協議会育成費）の一部経費について廃止することに異論はない。 （第3回幹事会）	

基準財政需要額の調整項目（つづき）

	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
33	精神障害者退院後支援事業費	調査結果のうち、精神保健福祉士を新規に雇用せず既存の人員で対応している区が9区ある。また、特財として地域生活支援事業費の補助を受けている区もあり、既算定事業との重複を確認・解消すべきと考えるが区側の見解を伺う。 (第2回幹事会)	精神障害者退院後支援事業費について、新規に算定する。なお、全比例での算定とし、標準区経費は標準的な事業モデルにより設定する。事業モデルについては、精神保健福祉士の報酬及び人数により設定する。 (第1回幹事会)	協議が整わなかった項目として整理する。
		新たに発生した経費に対象を限定しており、既算定事業との切り分けを行った上で、経費全般を整理しているとのことだが、既算定事業との重複は解消されておらず、精査が必要であり、現時点では算定すべきではないと考える。 (第4回幹事会)	各区への調査において、国が示す「地方公共団体による精神障害者の退院後支援に関するガイドライン」を踏まえ、新たに発生した経費に対象を限定しており、既算定事業との切り分けを行った上で、経費全般を整理している。 (第3回幹事会)	
			特別区の実態を踏まえれば、算定されるべき事業であるとの考えに変わりはないが、今回の協議では、都区双方の見解を一致させることは困難であることから、協議が整わなかった項目として整理する。 (第4回幹事会)	

基準財政需要額の調整項目（つづき）

	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
34	予防接種助成事業費（男性HPV）	予防接種費の算定については、例外的な場合を除き、国が予防接種法上の定期接種に位置付けたものを標準算定している。 なお、令和6年度財調協議の「予防接種助成事業費（带状疱疹ワクチン）」において、都から「国において定期接種化が検討されており、带状疱疹ワクチンによる疾病負荷が一定程度明らかとなっている点、定期接種化までの措置として都が補助事業を実施している点を考慮すべきと都も一定程度理解している」と発言し、任意接種の算定に関して、例外的に合意した。そこで、男性HPVワクチンの状況を伺う。 （第2回幹事会）	予防接種助成事業費（男性HPV）について、新規に算定する。なお、全比例での設定とし、標準区経費は標準的な事業モデルにより設定する。事業モデルについては、令和7年度予算見込における、各ワクチンの単価、接種率及び接種者数の平均等により設定する。 （第1回幹事会）	予防接種助成事業費（男性HPV）について、新規に算定する。
		男性HPVワクチンの予防接種における状況は理解した。経費設定については、平成30年度財調協議において、都区で合意した「新たな予防接種を算定する場合においては、当初は想定接種率等で設定」という内容を準用して設定したものであり、合理的かつ妥当な水準であると考えられる。 なお、次年度以降については、「HPVワクチン男性接種補助事業」の前々年度補助実績に連動して毎年度メンテナンスを行うことが適当であり、定期接種化された際には経費全体の見直しが必要と考えるが、この点について区側の見解を伺う。 （第3回幹事会）	男性HPVワクチンの予防接種については、国において定期接種化が検討されており、男性HPVワクチンによる疾病負荷は一定程度明らかとなったものの、費用対効果の結果等に関しては、引き続き科学的知見に基づいて検討が必要とされている状況にある。一方で、都は令和6年4月1日から「HPVワクチン男性接種補助事業」を定期接種化までの措置として実施している。 （第3回幹事会）	
			次年度以降について、「HPVワクチン男性接種補助事業」の前々年度補助実績に連動して毎年度メンテナンスを行うこと及び定期接種化された際には経費全体の見直しを行うことに異論はない。 （第4回幹事会）	

基準財政需要額の調整項目（つづき）

	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
35	予防接種助成事業費（小児インフルエンザ）	令和5年度財調協議で法定接種化の予定を確認できなかったことから不調となっているが、状況に変化があったのか伺う。 また、接種対象者を18歳以下に設定した理由を伺う。 （第2回幹事会）	予防接種助成事業費（小児インフルエンザ）について、新規に算定する。なお、全比例での設定とし、標準区経費は標準的な事業モデルにより設定する。事業モデルについては、令和7年度予算見込における、単価、接種率及び接種者数の平均等により設定する。 （第1回幹事会）	予防接種助成事業費（小児インフルエンザ）について、新規に算定する。
		区側の考えについて、理解した。 各区において、それぞれ独自の政策判断により、都の基準を上回る事業を実施していること自体を否定するものではない。しかし、財調上の「あるべき需要」を判断する上では、「合理的かつ妥当な水準」であることが必要である。当該事業について言えば、都の補助基準が都全域における「合理的かつ妥当な水準」であると考え。 （第3回幹事会）	現時点で、法定接種化の予定がないことに変わりはない。平成24年度及び令和5年度財調協議時の都側の考え方は認識しているが、本事業は、今年度より都において子育て支援の観点から「小児インフルエンザワクチン任意接種補助事業」が実施されていることから、従前より助成していた区に加え、今年度より新たに10区が助成を開始し、全区で実施している。都知事が令和6年第2回定例会の所信表明でも「未来の担い手を大切に育むチルドレンファーストの社会の実現、それは都政における最重点の課題」と述べており、本補助事業は都が特に推進している子育て施策の一環であることから、都の補助事業は今後も引き続き実施していくものであり、各区の助成事業についても、同様に継続的に実施されるものとする。これらの点を踏まえると本事業は、普遍性及びあるべき需要の観点から財調上算定すべき事業である。 また、都補助基準で事業を実施しているのは4区のみのところ、「生後6か月から18歳以下」が9区及び「生後6か月から15歳以下」が10区であったため、こうした特別区の実態等を踏まえ、18歳以下までの範囲をもって、標準区を設定した。 （第2回幹事会）	
		区側修正案は、都側の意見を踏まえたものであり、標準区経費として合理的かつ妥当な水準であることから、区側修正案に沿って整理する。 （第4回幹事会）	繰り返しになるが、都補助基準で事業を実施しているのは4区のみであり、特別区の実態を踏まえると都補助基準により標準区経費を設定すべきではないという考え方に変わりはない。しかし、今回の協議では都区の見解を一致させることが困難であることから、本事業を算定するに当たっては、都側の意見を踏まえ、都補助基準である12歳以下までを対象とし、改めて標準区経費を設定した。 （第3回幹事会）	
		「小児インフルエンザワクチン任意接種補助事業」の前々年度補助実績をもとに毎年度メンテナンスしていくことに異論はない。 （第4回幹事会）	次年度以降については、「小児インフルエンザワクチン任意接種補助事業」の前々年度補助実績に連動して毎年度メンテナンスを行うことが適当であると考え、都側の見解を伺う。 （第4回幹事会）	

基準財政需要額の調整項目（つづき）

	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
36	予防接種費（新型コロナウイルス）	令和6年度については国から「新型コロナ定期接種ワクチン確保事業に対する助成事業」として、接種1回あたり8,300円を助成するとしているが、区案における特定財源の設定方法について伺う。 （第2回幹事会）	令和6年10月より定期予防接種を開始した新型コロナウイルスワクチンに係る経費について、新規に算定する。なお、全比例での算定とし、標準区経費については、接種率は特別区の想定接種率により、単価は三者協単価により、それぞれ設定する。 （第1回幹事会）	予防接種費（新型コロナウイルス）について、新規に算定する。
		特定財源の設定方法について理解した。区側提案は合理的かつ妥当な水準であることから、区側提案に沿って整理する。 （第4回幹事会）	国による「新型コロナ定期接種ワクチン確保事業に対する助成事業」については、令和7年度以降の実施が示されていないが、現時点での新型コロナウイルスワクチンを取り巻く状況を鑑み、国からの補助を加味した上で、標準区経費を設定している。 （第3回幹事会）	
37	予防接種費（五種混合）	平成30年度財調協議における「予防接種費（接種率等）」において、「今後新たな予防接種を算定する場合においては、当初は想定接種率等で設定し、1年度の実績が判明した段階で見直し、3か年度の実績が判明した段階でさらに見直すことを原則」とし、都区合意している。今回の区側提案は、都区合意した見直し方法と異なる方法で、経費設定しているが、その理由について伺う。 （第2回幹事会）	令和6年4月より定期予防接種を開始した五種混合ワクチンに係る経費の新規算定並びに四種混合ワクチン及びヒブワクチンに係る経費の算定を改善する。なお、全比例での算定とし、接種率等は平成25年度財調協議における四種混合ワクチン新規算定時をもとに設定する。 （第1回幹事会）	予防接種費（五種混合）について、新規に算定する。また、四種混合ワクチン及びヒブワクチンに係る経費について、算定を見直す。
		区側提案の算定方法について理解した。今後は、平成30年度財調協議で都区合意した内容に沿って、1年度の実績が判明した段階で見直し、3か年度の実績が判明した段階でさらに見直すべきと考えるが、区側の見解を伺う。 （第4回幹事会）	令和6年4月より定期接種化された五種混合ワクチンについては、四種混合ワクチン及びヒブワクチンからの切り替えに係る移行期であることから、どの程度ワクチンの置き換えが進むか、各区において想定接種率を正確に見込むことが困難である。また、平成25年度財調協議における四種混合ワクチンと同様の移行状況と考えられるため、当時の三種混合ワクチン及び急性灰白ずい炎から四種混合ワクチンへの各移行率等を用いて標準区経費を設定した。 （第3回幹事会）	
			接種率等について、平成30年度財調協議の内容を準用し、1か年度実績及び3か年度実績による見直しを行うことについては異論はない。 （第4回幹事会）	

基準財政需要額の調整項目（つづき）

	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
38	乳幼児健康診査費 (3歳児視力屈折検査)	屈折検査機器は、法定耐用年数に基づき8年と設定しているが、プリンターも同様に法定耐用年数を基に設定すべきと考える。また、看護師の単価等について、他検査に従事している職員が含まれているため、精査すべきと考える。 (第2回幹事会) 区側修正案は、都側の意見を踏まえたものであり、標準区経費として合理的かつ妥当な水準であることから、区側修正案に沿って整理する。 (第4回幹事会)	乳幼児健康診査費(3歳児視力屈折検査)について、新規に算定する。なお、全比例での設定とし、標準区経費は標準的な事業モデルにより設定する。事業モデルについては、検査機器であるスポットビジョンスクリーナーの導入台数及び医療職の配置人数により設定する。 (第1回幹事会) 都側の意見を踏まえ、プリンターについても法定耐用年数をもとに5年とした。また、看護師について、視力屈折検査のみに従事している職員をもとに単価等を見直し、改めて標準区経費を設定した。 (第3回幹事会)	乳幼児健康診査費(3歳児視力屈折検査)について、新規に算定する。
39	心身障害者(児)歯科診療事業費 (歯科診療委託)	本事業は、過去の財調協議において、都側から各区の偏在性等にも着目すべきとして不調となっているが、偏在性等について、状況の変化があったのか伺う。 (第2回幹事会) 過去、都側から偏在性等の観点を指摘したところであるが、本件は平成4年度の新規算定以降、見直しがなされておらず、見直しが必要とする区の主張は一定程度理解できる。 また、標準区経費についても、単に決算額から設定するのではなく、単価や時間数ごとに分析した上で経費設定を行っており、設定方法については、概ね妥当なものと考えられる。 しかし、経費設定に当たって、23区総体で100%を超えるべきではなく、その点は精査すべきと考える。 (第3回幹事会)	心身障害者(児)歯科診療事業費(歯科診療委託)について、算定を充実する。なお、全比例での算定とし、標準区経費は標準的な事業モデルにより設定する。事業モデルについては、歯科診療所を半日開所としている算定を改定し、開所時間数により設定する。 (第1回幹事会) 本件は、平成4年度の新規算定以降、見直しがなされておらず、現行算定と区の実態とで乖離が発生しているものである。 偏在性等の状況については、過去の財調協議時点と比較しても大きな変化はない。しかし、現行算定では、特別区全体での充足率が不足している。 かつ、今後偏在性が解消するという見通しもないことから、今回改めて提案したものである。 今回の提案に当たっては、都側の指摘も踏まえ、偏在性等の観点から、態容補正での算定も検討したが、偏在性を補正するための指標が明確ではない点等を踏まえ、見送っている。 その上で、今回の経費設定については、単に決算で経費設定するのではなく、各区の実績を踏まえたモデルにより、標準区経費を設定したものである。 (第2回幹事会)	心身障害者(児)歯科診療事業費(歯科診療委託)について、算定を見直す。

基準財政需要額の調整項目（つづき）

	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
	心身障害者（児） 歯科診療事業費 （歯科診療委託） （つづき）	区側修正案は、都側の意見を踏まえたものであり、標準区経費として合理的かつ妥当な水準であることから、区側修正案に沿って整理する。 （第4回幹事会）	合理的かつ妥当な水準を設定するに当たって、経費計上区の数値をもって設定すべきという考えに変わりはないものの、今回の協議では都区の見解を一致させることが困難である。このため、本事業を算定するに当たっては都側の意見を踏まえ、経費突出区を除外する等、経費を精査し、改めて標準区経費を設定した。 （第3回幹事会）	
40	環境施策推進費 （低炭素型社会推進費）	都において、令和6年度から「区市町村との連携による環境政策加速化事業」が実施されており、本補助事業を標準区経費において設定する必要があると考えるが、区側の見解を伺う。 （第2回幹事会）	低炭素型社会推進費における太陽光発電システム導入補助等の各補助金の単価及び件数について、特別区の実態を踏まえ算定を充実する。また、新規に蓄電システム及びLED照明に対する補助メニューを追加する。なお、全比例による算定とし、標準区経費は、標準的な事業モデルにより設定する。事業モデルについては、各補助メニューの補助単価と件数により設定する。 （第1回幹事会）	環境施策推進費（低炭素型社会推進費）について、算定を見直す。
		区側修正案は、都側の意見を踏まえたものであり、標準区経費として合理的かつ妥当な水準であることから、区側修正案に沿って整理する。 （第4回幹事会）	都側の意見を踏まえ、補助事業の対象と考えられる省エネ設備導入補助の「遮熱性・断熱性塗装」及び「LED照明」について、特定財源を設定した。 （第3回幹事会）	
41	予防接種費（子宮頸がん）	区側提案は、接種率について、新規算定後1か年度の実績による見直しであり、標準的な接種率等を設定したものであると考えられることから、区案に沿って整理する。 （第2回幹事会）	予防接種費（子宮頸がん）について、特別区の実態を踏まえ、算定を改善する。なお、接種率等は、令和5年度実績をもとに設定する。 （第1回幹事会）	予防接種費（子宮頸がん）について、算定を見直す。

基準財政需要額の調整項目（つづき）

	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
42	予防接種費（ロタウイルス）	区側提案は、接種率について、新規算定後3か年度の実績による見直しであり、標準的な接種率等を設定したものであると考えられる。 なお、令和3年度財調協議において、「接種率を3か年度の実績が判明した段階で見直す際に、事務費についても改めて見直すこと」としているが、事務費の具体的な設定方法について伺う。 （第2回幹事会）	予防接種費（ロタウイルス）について、特別区の実態を踏まえ、算定を改善する。なお、接種率等は、令和3年度から5年度実績をもとに設定する。 （第1回幹事会）	予防接種費（ロタウイルス）について、算定を見直す。
		令和3年度財調協議において、都側から「新たな定期予防接種が追加される際には、各区の想定接種率で算定するが、その後3か年度の実績が判明した段階では、接種率に合わせ事務費についても適切に見直すこととする。なお、3年以内に新たな予防接種が追加された場合は、既に算定されている予防接種にあわせて事務費の見直しを行うこととする。」と発言したが、当時は事務費が適切に反映されていない状況にあった。 都の指摘を踏まえ、予防接種費の提案がなされる際には、併せて事務費も見直す提案がなされており、事務費の適正化は進んでいるものと考ええる。 近年、定期的に予防接種費に関する区側提案がされており、その都度事務費を見直す機会があることを踏まえると、3か年実績ごとに事務費全体を見直すことは、事務負担の観点からも望ましくなく、区側発言は、一定程度理解できる。 ただし、事務費全体の見直しが不要なのではなく、新たな定期予防接種が追加されない時など適当なタイミングで見直しを実施することが必要である。 なお、区側提案は、新規算定時の見直し方法である接種対象者数の増加割合に応じて事務費を算出する方法で経費設定をしており、標準区経費として合理的かつ妥当な水準であることから、区側提案に沿って整理する。 （第4回幹事会）	令和7年度財調協議では、3か年度実績による見直しである本事業と、新規算定である「新型コロナウイルス」、「五種混合」を同時に提案しており、新規算定時と3か年度実績での見直し時で異なる手法で算定している事務費について、二つの見直しを同時に実施することは困難である。そこで、令和7年度財調協議においては新規算定時の見直し方法である接種対象者数の増加割合に応じて事務費を算出する方法で対象の3ワクチンに係る事務費を設定した。 また、今後も実績等の実施状況を把握し、必要に応じた事務費の見直しを行うこと自体に異論はないものの、少なくとも、今後は定期接種の3か年度実績ごとに事務費全体を見直すことについては必要ないと考えるが、都側の見解を伺う。 （第3回幹事会）	

基準財政需要額の調整項目（つづき）

	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
43	【単位費用】【態容補正】環境事業推進費（路上喫煙等巡回指導委託）	標準区経費の設定方法については、令和5年度財調協議における「決算額のみに着目し、標準区経費を設定している区案は妥当ではない」とした都の考えを踏まえたものであり、妥当であると考え。 ただし、委託における時間単価については、各区の経費にばらつきがあることから、精査する必要があると考える。 なお、算定の簡素合理化を進めている中、態容補正の新設は、その必要性を十分に検証すべきと考えるが、新たな態容補正が必要と考える理由を伺う。 （第2回幹事会）	環境事業推進費に係る路上喫煙等巡回指導委託経費について、特別区の実態を踏まえ、算定を改善する。なお、標準区経費は、標準的な事業モデルにより設定する。事業モデルについては、巡回指導における人数、巡回時間及び時間単価等により設定する。また昼間人口において高い相関があったことから、昼間人口比率による態容補正を設定する。 （第1回幹事会）	環境事業推進費（路上喫煙等巡回指導委託）について、算定を見直す。
		態容補正の新設の必要性について理解した。 区側修正案は、都側の意見を踏まえたものであり、合理的かつ妥当な水準であることから、区側修正案に沿って整理する。 （第4回幹事会）	都側の意見を踏まえ、数値を精査し、改めて標準区経費を設定した。 なお、態容補正の必要性については、オフィス街や繁華街等を抱え、喫煙スペースが限られる等の理由により、昼間人口比率が高い区において、路上喫煙対策経費が高くなっていることから、昼間人口比率による態容補正を設定する必要があると考える。 （第3回幹事会）	
44	【態容補正】資源回収事業費（委託料）	令和6年度財調協議における区側提案は、標準区経費として設定されていた容器包装プラスチックに係る経費を、製品プラスチックに係る経費とあわせて、態容補正で実額による算定とする提案であった。令和6年度財調協議では、「単に発生した経費の実額をそのまま算定する区案は妥当ではない」、「標準区経費として設定されていた容器包装プラスチックに係る経費を補正化するのであれば、容器包装プラスチック以外の資源回収に係る経費も、標準区経費としての設定が妥当であるのか検証が必要」との考えを示した。改めて、今回の区側提案について、令和6年度財調協議の協議内容を踏まえたものとなっているか伺う。 （第2回幹事会）	資源回収事業費のうち、製品プラスチックに係る資源化経費について、各区の実態を踏まえ、態容補正により新規に算定する。 （第1回幹事会）	協議が整わなかった項目として整理する。

基準財政需要額の調整項目（つづき）

	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
	【態容補正】資源回収事業費（委託料） （つづき）	今回の区側提案について、令和6年度財調協議の協議内容を踏まえたものとなっていることは理解した。 しかし、区側提案は態容補正による算定額と決算額が乖離しており、精査が必要と考える。 （第3回幹事会）	本提案は、態容補正の算定額を実額ではなく、令和5年度におけるプラスチックの資源化委託経費及び資源量に基づいた単価とプラスチックの資源化委託のうち製品プラスチックの経費比率を設定し、各区の資源量の実績を乗算することで、製品プラスチックの資源化委託経費を算定している。また、態容補正による算定額は、製品プラスチックのみを対象としていることから、令和6年度財調協議の内容を踏まえたものとなっている。 （第3回幹事会）	
		経費の設定方法については理解したが、決算額と算定額が乖離しないよう、一部地域で実施している区等を含めて設定すべきと考える。 （第4回幹事会）	本事業における態容補正を設定するに当たり、1年を通して区内全域で事業を実施している区のみを対象とし経費を設定している。したがって、区内の一部地域のみで事業を実施している区や、年度途中から開始した区を除きモデル設定を行っていることから、一部の区において決算額と態容補正による算定額が乖離する区が生じる結果となっている。 （第4回幹事会）	
			区側としては、経費設定を行うに当たり、1年を通して区内全域で事業を実施している区のみを対象とすべきと考えており、年度途中から実施した区を含めた経費設定とすべきでないとする。 しかしながら、今回の協議では都区双方の見解を一致させることが困難であるため、協議が整わなかった項目として整理する。 （第4回幹事会）	

基準財政需要額の調整項目（つづき）

	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
45	最終処分委託料	埋立処分委託料は、令和5年4月にも改定が行われており、令和6年度財調協議において、清掃費全体の見直しの中で埋立処分委託料の改定も反映したところである。改めて、令和6年4月に改定が行われた経緯について伺う。 （第2回幹事会）	最終処分委託料について、令和6年4月の埋立処分委託料の改定を踏まえ、算定を改善する。なお、改定内容を踏まえ、一部固定での算定とし、標準区経費は埋立処分委託料の新単価と令和4年度埋立実績量により設定する。 （第1回幹事会）	最終処分委託料について、算定を見直す。
		令和5年4月の改定は暫定措置であり、その後、令和6年度以降について正式決定となったため、令和6年4月にも改定が行われたという経緯は理解した。 区側提案は、最終処分委託料の改定を反映した見直しとなっていることから、区側提案に沿って整理する。 （第4回幹事会）	令和5年度が改定年度に当たるが、新たな委託料改定について協議がまとまらず、令和5年度分については暫定措置をとることとなった。その後、令和6年度以降の最終処分委託料について、正式決定となったため、令和7年度財調以降において、改定内容を踏まえることが適切であるため改善を提案した。 （第3回幹事会）	
46	労働総務費（高齢者就労対策事業助成金）	区側提案は各区の決算額から標準区経費を設定しているが、各区の経費にばらつきがあることから、経費設定の方法について精査が必要と考える。 （第2回幹事会）	労働総務費（高齢者就労対策事業助成金）について、特別区の実態を踏まえ、算定を充実する。なお、一部固定による算定とし、標準区経費は決算の回帰分析により設定する。 （第1回幹事会）	労働総務費（高齢者就労対策事業助成金）について、算定を見直す。
		区側修正案は、都側の意見を踏まえたものであり、標準区経費として合理的かつ妥当な水準であることから、区側修正案に沿って整理する。 （第4回幹事会）	都側の意見を踏まえ、回帰分析の対象区を精査し、改めて標準区経費を設定した。 （第3回幹事会）	
47	地域公共交通会議運営費	各区の決算を確認すると、経費が発生しない区が一部存在するが、その理由について伺う。 （第2回幹事会）	地域公共交通会議運営費について、新規に算定する。なお、回帰分析の結果を踏まえ全固定での算定とし、標準区経費は報酬単価、委員数及び会議回数の各区の平均に基づき設定する。 （第1回幹事会）	地域公共交通会議運営費について、新規に算定する。
		区側提案は、標準区経費の設定に当たり、報酬単価等を経費未発生区も含めた23区平均に基づき設定しており、標準区経費として合理的かつ妥当な水準であることから、区側提案に沿って整理する。 （第4回幹事会）	会議体を設置しているが、委員が謝礼の受け取りを辞退する場合等から経費が発生しないことがあり、その結果、令和3年度から5年度の決算において、経費が発生しない区が一部生じている。 （第3回幹事会）	

基準財政需要額の調整項目（つづき）

	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
48	交通災害対策費 （自転車走行空間整備事業費）	自転車走行空間整備事業については、多くの区が事業計画を策定し実施しており、一定程度の普遍性を確認することができた。 一方、標準区経費について、区側提案は、決算額のみに着目し経費設定を行っている。本事業については新規整備を内容とするものであるため、標準区経費の設定に当たっては、事業完了年度や総事業規模等を踏まえた内容にすべきと考える。 （第2回幹事会）	自転車走行空間整備事業費について、新規に算定する。なお、回帰分析の結果を踏まえ全比例での算定とし、標準区経費は道路面積1㎡当たり経費と道路面積の規模により設定する。 （第1回幹事会）	交通災害対策費（自転車走行空間整備事業費）について、態容補正により新規に算定する。 なお、令和13年度実績を算定基礎とする令和14年度財調までの算定とする。
		自転車走行空間整備事業について、事業としての普遍性はある一方、各区の地理的条件や事業量等の差異があることを踏まえると、態容補正による算定は一定の合理性があると考え。 区側修正案は、既存の態容補正を活用しており、算定の簡素合理化の観点も踏まえられている。また、道路新設・拡幅事業等と同様に、前年度実績の4分の3を態容補正による算定額とするとともに、各区の事業計画を踏まえ時限算定と整理しており、態容補正による算定内容として、合理的かつ妥当な水準であることから、区側修正案に沿って整理する。 （第4回幹事会）	都側の意見を踏まえ、各区の事業計画や実施状況を改めて確認したところ、区交通状況や道路状況等の違いから、目標整備量や年度事業量及び進捗率にばらつきがあることが分かった。 そのため、標準区経費による算定ではなく、行政の質量差等を反映できる態容補正による算定を改めて提案する。なお、態容補正による算定に当たっては、道路橋りょう費の態容補正（Ⅰ）で加算される項目に加えるものとし、財調算定年度における前年度実績の4分の3を算定する。また、各区の事業計画の終了年度を踏まえ、令和13年度実績を算定基礎とする令和14年度財調までの算定とする。 （第3回幹事会）	
49	建築行政費	区側提案は、決算額をもとに標準区経費を設定しているが、一部の経費については、区間のばらつきが大きいため精査が必要と考える。 また、固定費割合については、現行の設定を踏襲しているが、特別区の実態を踏まえた経費全体の見直し提案であれば、固定費割合の変更の必要性も検討すべきと考える。 （第2回幹事会）	建築行政費について、特別区の実態を踏まえ、報酬を除いた経費全体及び特定財源を見直し、算定を改善する。なお、現在算定されている事業費については、現行通りの固定費割合で算定し、新たに設定する経費については全比例により算定する。 （第1回幹事会）	建築行政費について、算定を見直す。
		区側修正案は、都側の意見を踏まえたものであり、標準区経費として合理的かつ妥当な水準であることから、区側修正案に沿って整理する。 （第4回幹事会）	都側の意見を踏まえ、数値を精査し、改めて標準区経費を設定した。なお、精査後の数値による回帰分析の結果を踏まえ、事業費は、負担金補助及び交付金の一部を全固定で、それ以外の経費を一部固定で算定し、特定財源は全比例による算定とする。 （第3回幹事会）	

基準財政需要額の調整項目（つづき）

	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
50	放置自転車等対策事業費	区側提案は、決算額をもとに標準区経費を設定しているが、一部の経費については、区間のばらつきが大きいため精査が必要と考える。 （第2回幹事会）	放置自転車等対策事業費について、放置自転車撤去台数が減少している実態を踏まえ、事業費全体及び特定財源を見直し、算定を改善する。なお、一部固定による算定とし、標準区経費は回帰分析により設定する。 本事業においては、近年、放置自転車の撤去に加え、放置禁止区域内での指導を強化する等、放置自転車対策を充実させていることから事業費が増加している。一方で、対策の充実に伴い、放置自転車数が減少しており、放置自転車数と連動する特定財源について、縮減の見直しを提案するものである。 （第1回幹事会）	放置自転車等対策事業費について、算定を見直す。
		区側修正案は、都側の意見を踏まえたものであり、標準区経費として合理的かつ妥当な水準であることから、区側修正案に沿って整理する。 （第4回幹事会）	都側の意見を踏まえ、数値を精査し、改めて標準区経費を設定した。なお、精査後の数値による回帰分析の結果を踏まえ、事業費は全比例による算定とし、特定財源は一部固定による算定とする。 （第3回幹事会）	

基準財政需要額の調整項目（つづき）

	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
51	【単位費用】【態容補正】都市計画事務費(都市整備調査委託)	令和2年度財調協議において、「区で行っているまちづくり事業を進めていくために要する調査関連経費は他で算定しているものを除き、都市整備調査委託や地区計画策定調査委託で算定していること」を都区で確認したところであるが、今回の区側提案にあたり、その認識に変更がないか伺う。 また、「都市計画決定から事業認可までの市街地再開発準備組合への助成金等」の助成目的・内容について伺う。 （第2回幹事会）	都市計画事務のうち、都市整備調査委託に係る経費について算定を充実し、都市計画決定から事業認可までの市街地再開発準備組合への助成金等について、態容補正により新規に算定する。なお、都市整備調査委託経費については、回帰分析による結果を踏まえ全固定による算定とし、都市計画決定から事業認可までの市街地再開発準備組合への助成金等については、前年度実績を加算する態容補正を設定する。 （第1回幹事会）	都市計画事務費（都市整備調査委託）について、算定を見直す。
		区側も、「区で行っているまちづくり事業を進めていくために要する調査関連経費は他で算定しているものを除き、都市整備調査委託や地区計画策定調査委託で算定している」と、都と同じ認識を持っていることが確認できた。 また、「都市計画決定から事業認可までの市街地再開発準備組合への助成金等」の助成目的等については、「市街地再開発に向けた現況調査や基本方針、資金計画作成等を準備組合が円滑に実施するためのもの」と発言があったが、区が実施するこれらの調査費や方針、計画策定経費等は、先ほど確認した通り、都市計画事務費で捕捉されている経費である。 現行の標準区経費の積算根拠に、「助成金等」が含まれていないのであれば、まずは、まちづくり事業を進めていくために要する調査関連経費に係る「助成金等」も含めて、標準区経費を設定することができないか検討すべきと考える。 （第3回幹事会）	都側から、令和2年度財調協議における都区で確認した内容について言及があったが、区側の認識に変更はない。 また、都市計画決定から事業認可までの市街地再開発準備組合への助成金等の助成目的・内容については、市街地再開発に向けた現況調査や基本方針、資金計画作成等を準備組合が円滑に実施するためのものである。都市計画事務費の標準区経費の設定に当たり、準備組合への助成金等が積算根拠に含まれていないことから態容補正による算定を提案している。 （第3回幹事会）	
		区側修正案は、都側の意見を踏まえたものであり、標準区経費として合理的かつ妥当な水準であることから、区側修正案に沿って整理する。 （第4回幹事会）	都側の意見を踏まえ、市街地再開発準備組合への助成金等については、補助目的が標準算定されている事業を実施するためのものであることから、都市整備調査委託に含めて、標準区経費を設定する。なお、数値の精査を行い、精査後の数値による回帰分析の結果を踏まえ、一部固定による算定とする。 （第3回幹事会）	

基準財政需要額の調整項目（つづき）

	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
52	【態容補正】自転車駐車場維持管理費	区側提案は、指定管理者制度を導入している駐輪場以外の決算額をもとに経費設定しているが、一部の区では、指定管理者制度の導入を積極的に進めている。事実、制度導入済の駐輪場と未導入の駐輪場に係る全体面積を比較すると概ね同規模となっているため、経費設定に当たっては、制度導入済の駐輪場に係る決算額も加味する必要があると考える。併せて、決算額については、区間のばらつきが大きいため精査を行うとともに、過去の協議結果も踏まえて経費設定すべきと考える。 （第2回幹事会）	自転車駐車場維持管理費について、自転車乗入台数の減少を踏まえ、事業費全体及び特定財源を見直し、態容補正の算定を改善する。 なお、本提案は令和6年度財調協議で不調となった案件と同趣旨のものである。その際、都側から近年のテレワーク実施率の状況を踏まえると、単年度決算のみで経費を設定することは妥当ではないとの言及があった。 そこで、都が実施する「テレワーク実施率調査結果」を参考に、近年のテレワーク実施率とそれに対応する年度の各区決算額について改めて分析を行ったところ、強い相関は見られなかった。また、近年の各区の決算についても、大きな変化はなく平準化されていることが確認できたため、今回、複数年度の決算をもとに経費を設定した。 （第1回幹事会）	自転車駐車場維持管理費について、算定を見直す。
		区側修正案は、都側の意見を踏まえたものであり、態容補正による算定内容として、合理的かつ妥当な水準であることから、区側修正案に沿って整理する。 （第4回幹事会）	都側の意見を踏まえ、指定管理者制度を導入している自転車駐車場に係る経費を含め、改めて態容補正の算定内容を設定した。また、工事請負費のうち大規模改修等に相当する1件当たり1千万円以上の経費を除外する等の精査を行った上で、平成25年度財調協議結果を踏まえ経費を設定した。 （第3回幹事会）	
53	【小・中学校費】学校運営費（学習状況調査費）	令和4年度財調協議において、国が小学校6年生及び中学校3年生を対象に実施する調査と区が独自に行う調査は同一の目的であると判断しているところであるが、改めて国と区の調査目的の違いを伺う。 （第2回幹事会）	学習状況調査費について、新規に算定する。なお、全比例での算定とし、標準区経費は回帰分析により設定する。 （第1回幹事会）	協議が整わなかった項目として整理する。

基準財政需要額の調整項目（つづき）

	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
	【小・中学校費】 学校運営費（学習 状況調査費） （つづき）	区側から国及び区の調査目的の違いについて示され、一定程度異なることを確認した。一方で、両調査の出題される問題は異なるが、学習状況調査であることは変わらず、その内容は類似するものである。 本事業は、地方交付税措置がされておらず、また、前述のとおり、内容が類似する国の調査が実施されている状況であることから、「あるべき需要」の判断に当たっては、他自治体の実施状況を踏まえる必要があると考える。 （第3回幹事会）	国調査は小学校6年生及び中学校3年生のみを調査対象としており、義務教育の最終学年における学力等の状況を把握・分析することによって、全国的な教育施策の成果と課題を分析し、その改善を図るものである。一方で、提案している区調査は小学校4年生から中学校3年生までを対象に、毎年調査を実施するものである。これにより、国調査とは異なる目的である「習熟度の経年比較を行い、児童生徒一人ひとりに応じたきめ細やかな指導につなげること」が可能となる。令和2年度から開始となった新学習指導要領では、これまで以上に「個別最適な学び」の充実が求められており、区調査の目的はこうした現状にも即したものである。 加えて、教育基本法において地方公共団体は、国が策定する教育施策とは別に、地域における教育の振興を図るため、その実情に応じた教育施策を策定しなければならないとされている。令和4年度財調協議において都側が国調査と同一目的と主張した「教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図る」という点についても、教育基本法の理念に照らせば、従前から区側が主張しているとおり、国調査と同一目的の事業ではないと考える。 （第3回幹事会）	
		国及び区の調査は、学習状況調査であることは変わらず、その内容は類似するものであり、「あるべき需要」を判断する上では、標準区経費としての普遍性を検証するために、特別区以外の自治体の実施状況を確認している。それが明示されないままでは、判断材料に欠けることから、算定の妥当性を判断できないものである。 （第4回幹事会）	他自治体の実施状況をもって、判断されるべきものではないと考える。標準区経費として算定すべきであると考えますが、都側の見解を伺う。 （第4回幹事会）	
			区側としては、「特別区」における標準的にかかる経費として、各区の決算等から提案を行っている。一方で都側は、特別区以外の自治体の実施状況が明確ではないことのみをもって、標準区経費として妥当性を判断することができないとしている。区側としては、特別区の実績、普遍性等が確認できる状況であれば、十分妥当性を判断できると考えている。 しかしながら、今回の協議では、都区双方の見解を一致させることは困難であることから、協議が整わなかった項目として整理する。 （第4回幹事会）	

基準財政需要額の調整項目（つづき）

	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
54	【小・中学校費】 学校職員費（区費 非常勤栄養職員）	食物アレルギーを有する児童・生徒の増加や、「学校給食における食物アレルギー対応指針」などを踏まえた、学校給食における安全・衛生管理の重要性については、都としても認識している。 一方で、栄養教諭等については「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」により、学校における標準的な配置人数が設定されている。 具体的には、児童又は生徒数550人以上の学校に1人配置、549人以下の学校は4校に1人配置となっている。 この点については、平成26年度財調協議や令和5年度財調協議においても述べたところであるが、区側提案は同法を踏まえた提案となっているのか、区側の見解を伺う。 （第1回幹事会）	完全給食単独実施校について、栄養職員を含む栄養教諭等が各校1名配置となるよう、区費で栄養職員を配置しているもので、特別区の実施状況を踏まえ、新規提案する。 統計によれば、令和5年度の食物アレルギーを有する児童・生徒は区部で約2万人、1校当たり平均17人となっており、10年前と比較して2倍に増加している。 平成24年に都内公立小学校で発生した食物アレルギーを有する児童の死亡事故を受け、文部科学省が平成27年に策定した「学校給食における食物アレルギー対応指針」では、安全性確保のため、原因食物の完全除去対応を原則とする」とされたところである。 こうした中で、栄養教諭等については、食物アレルギーを有する児童・生徒に対する除去食等のきめ細やかな対応が必要であり、学校給食における安全・衛生管理の観点から、各校1名配置が必要と考える。 普遍的な配置実態も踏まえ、各校1名配置となるよう区費で配置している栄養職員を算定すべきと考えるが、都側の見解を伺う。 （第1回幹事会）	

基準財政需要額の調整項目（つづき）

	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
	【小・中学校費】 学校職員費（区費 非常勤栄養職員） （つづき）	区側から質問のあった2点について、回答する。 まず、1点目について、都では、義務標準法を踏まえて定めた「東京都公立小・中学校教職員定数配当方針」に基づき、完全給食単独実施校に対し、栄養教諭等を2校に1人配当している。 次に、2点目について、令和5年度財調協議でも述べたとおり、栄養職員に係る経費については、特別区の実態ではなく、義務標準法で定める人数が合理的かつ妥当な水準であると考えている。 （第2回幹事会）	第1回幹事会において、都側から、区側提案は義務標準法を踏まえた提案となっているのかとの発言があった。 義務標準法では栄養教諭等の数について、完全給食単独実施校の場合、児童又は生徒数が550人以上の学校は1校に1人、549人以下の学校は4校に1人として計算しているところである。 義務標準法が定めているのは、義務教育水準の維持向上に資することを目的とした「標準」であって、上限や義務ではないこと、また、都区財政調整制度が都と特別区の間のみ適用される制度であり、特別区の実態を踏まえるべきことから、区側提案は特別区の普遍的な配置実態を踏まえた提案となっている。 そのことを踏まえ、2点質問する。 1点目として、義務標準法では各都道府県が「都道府県小中学校等教職員定数」を定めるものとされているが、都はどのように栄養教諭等にかかる方針を定め、都費栄養教諭等を配当しているのか伺う。 2点目として、第1回幹事会において、区側から「普遍的な配置実態も踏まえ、各校1名配置となるよう区費で配置している栄養職員を算定すべきと考えるが、都側の見解を伺う」と都側の見解を求めたが、明確な回答をいただいていない。改めて都側の見解を伺う。 （第2回幹事会）	

基準財政需要額の調整項目（つづき）

	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
	【小・中学校費】 学校職員費（区費 非常勤栄養職員） （つづき）	前回の幹事会で述べたとおり、財調算定上、義務標準法で定める人数が合理的かつ妥当な水準であると考えている。 なお、児童又は生徒数が549人以下の学校において、各区が区費で栄養教諭等を1校に1名配置していること自体を否定しているものではない。 （第3回幹事会）	第2回幹事会において、都側から「義務標準法を踏まえて定めた「東京都公立小・中学校教職員定数配当方針」に基づき、栄養教諭等を2校に1人担当している」との発言があった。 義務標準法については、全国都道府県教育長協議会の「令和7年度 国の施策並びに予算に関する要望」においても「義務標準法の改正が行われておらず、その配置は地方公共団体や設置者の判断によることとされている。食に関する指導と学校給食のより一層の充実を図るため、給食の実施方法に関わらず、栄養教諭及び学校栄養職員を各校1名配置とするよう定数改善を推進する」とされており、全国的にも各校1名配置とする要望が出ているところである。 また、第1回幹事会においても、都側から「学校給食における安全・衛生管理の重要性については、都としても認識している」との発言があり、都としても各校1名配置の必要性自体を否定しているわけではないと認識している。 こうした中で、都が発行している「令和5年度 東京都における学校給食の実態」を確認すると、都立小・中学校では、児童・生徒数が549人以下の完全給食単独実施校について、栄養教諭等が各校1名配置されている。 都立学校についても東京都公立小・中学校教職員定数配当方針の対象となるところであるが、栄養教諭等は義務標準法で定める人数を超えた配置となっている。 学校給食における安全・衛生管理の重要性がある中で、都区双方が義務標準法の定め以上に栄養教諭等を配置している状況下においても、都は栄養教諭等の配置について、義務標準法で定める人数が合理的かつ妥当な水準であると考えているのか、改めて見解を伺う。 （第3回幹事会）	

基準財政需要額の調整項目（つづき）

	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
55	【小・中学校費】 学校給食費保護者負担軽減事業費	学校給食費の無償化は、子育て世帯の負担軽減の必要性を踏まえ、令和6年度より「東京都公立学校給食費負担軽減事業」を開始したところである。区側提案は当該都補助事業の交付申請の考え方に沿った内容としているが、算定額が都補助の水準を上回っており、経費設定の方法について精査する必要がある。 (第2回幹事会)	学校給食費保護者負担軽減事業費について、新規に算定する。なお、全比例での算定とし、標準区経費は「東京都公立学校給食費負担軽減事業」における交付申請等を踏まえ、1食当たり保護者負担軽減額、対象児童数及び給食実施日数により設定する。 (第1回幹事会)	学校給食費保護者負担軽減事業費について、新規に算定する。
		区側修正案は、都側の意見を踏まえたものであり、標準区経費として合理的かつ妥当な水準であることから、区側修正案に沿って整理する。 次年度以降については、前々年度補助実績に連動して毎年度メンテナンスを行うことが適当であると考えているが、この点について区側の見解を伺う。 なお、学校給食費の無償化は国の責任と財源で実現すべきものであることから、当事業に対する都補助事業が終了する年度の翌年度までの算定とすべきである。 (第4回幹事会)	都側の意見を踏まえ、最新の変更交付決定額を用いる等、数値を精査し、改めて標準区経費を設定した。 なお、算定額が都補助の水準を上回っていることについては、区側提案が都補助事業の交付申請の考え方に沿った内容であったことを踏まえた指摘であり、他の事業に即座に当てはまる指摘ではないと認識している。 (第3回幹事会)	
			次年度以降、補助実績に応じて毎年度メンテナンスを行うことは、適切な方法であり異論はない。 区側としても、本来は国の責任で行うべき事業であると考えている。子育て世帯における経済的負担の軽減や子育てしやすい環境づくりのため、各区が実施する必要があると考えて行っているものの考え方に変わりはないが、都補助事業に沿った経費設定となっていることを踏まえ、終了時期について都案に異論はない。 (第4回幹事会)	

基準財政需要額の調整項目（つづき）

	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
56	コミュニティスクール運営費	区側提案は、平成30年度財調協議の結果を踏まえ、コミュニティスクールのみの経費として提案がされているが、コミュニティスクール以外の経費が一部含まれるなど、標準区経費の精査が必要である。 なお、区側提案では、令和6年度財調協議において合意した「地域学校協働活動推進事業費」と関連があるものとして、本事業における測定単位を「地域学校協働活動推進事業費」と同様の「児童生徒数」として提案がなされている。しかし、学校運営協議会の設置場所は、基本的に学校単位となることから、小学校費、中学校費ともに測定単位を学校数とすることが妥当であると考え。 （第2回幹事会）	コミュニティスクール運営費について、新規に算定する。コミュニティスクールとは、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、学校運営協議会を設置している学校のことをいい、学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」への転換を目指すものである。 なお、全比例での算定とし、標準区経費のうち報酬については、報酬単価、委員数及び年間実施回数の実施区平均により設定し、需用費については、児童生徒数1人当たり経費と児童生徒数の規模により設定する。 （第1回幹事会）	コミュニティスクール運営費について、新規に算定する。
		区側修正案は、都側の意見を踏まえたものであり、標準区経費として合理的かつ妥当な水準であることから、区側修正案に沿って整理する。 （第4回幹事会）	都側の意見を踏まえ、コミュニティスクール以外の運営費を除外し、測定単位を小学校費、中学校費ともに学校数に修正し、改めて標準区経費を設定した。 なお、学校単位で学校運営協議会を設置していることを踏まえ、全比例による算定とする。 （第3回幹事会）	

基準財政需要額の調整項目（つづき）

	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
57	私立幼稚園要支援児対応経費	私立幼稚園が実施する障害児の受け入れに対しては、既に私学助成等による運営費補助がされている。区側提案は、要支援児の受け入れに対する経費としているが、私学助成等による運営費補助の趣旨と同様のものであり、各区が上乗せで補助を行うことについては、各区がそれぞれの政策判断に基づき、自主的に行っているものとする。（第2回幹事会）	私立幼稚園要支援児対応経費について、新規に算定する。なお、全比例での算定とし、標準区経費は回帰分析により設定する。（第1回幹事会）	協議が整わなかった項目として整理する。
		都としては、特別支援教育の振興の観点の一つとして、各区の政策判断に基づき事業を実施していること自体、否定するものではない。 一方で、私立学校振興助成法においては、私立学校の経営の健全性を高めることが目的とされており、都としても、都内の私立幼稚園等における特別支援教育の振興を図るため、「私立特別支援学校等経常費補助金」や「私立幼稚園特別支援教育事業費補助金」により私学助成を行っているところである。 繰り返しになるが、各区が上乗せで補助を行うことについては、各区がそれぞれの政策判断に基づき、自主的に行っているものであり、本事業において、都補助事業が合理的かつ妥当な水準であるため、財調上の「あるべき需要」ではないと考える。（第4回幹事会）	私学助成の特別補助（特別支援教育経費）として実施されている都補助事業については、園児1人当たりの単価が年額784千円となっており、実際の要支援児受け入れに必要な加配職員人件費等の経費を満たすことができていない。 また、都補助事業は対象となる障害児の要件が厳しく、昨今の要支援児教育に対する関心の高まりなどを背景とした現場の実態に則していない。こうした中で、特別区では23区中18区が私立幼稚園設置者に対する補助事業を実施しているところである。 教育基本法において、地方公共団体は「障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない」とされている。特別な支援が必要な幼児が、幼稚園において適切な教育が受けられない事態を未然に防ぐとともに、特別支援教育の振興の観点からも、私立幼稚園における要支援児受け入れに対する支援は必要なものであると考える。 こうした現状を踏まえ、財調においても積極的に算定すべきであるとするが、都側の見解を伺う。（第3回幹事会）	
			区側は、財調においては、一律に国や都の基準が合理的かつ妥当な水準とするのではなく、特別区の実態を踏まえた算定をすべきと考えている。 しかしながら、今回の協議では、都区双方の見解を一致させることは困難であることから、協議が整わなかった項目として整理する。（第4回幹事会）	

基準財政需要額の調整項目（つづき）

	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
58	私立幼稚園等保護者負担軽減事業費	本事業については、これまでも複数回にわたり区側から提案がされているものである。 今回の区側提案についても、これまでの協議で述べてきたとおり、「合理的かつ妥当な水準」である都事業の上乗せとして実施していることに変わりはないものであり、財調上の「あるべき需要」ではないと考える。 （第2回幹事会）	私立幼稚園（新制度未移行園）等に通う園児の保護者における経済的な負担を軽減し、公・私立幼稚園間の負担格差の是正を図るために実施している区単独の保育料補助及び入園料補助について、新規に算定する。 （第1回幹事会）	協議が整わなかった項目として整理する。
		都事業については、「都民が都内のどこに住んでいても、同水準の行政サービスを受けられるよう、都が判断し、その責任をもって定めたもの」であり、「合理的かつ妥当な水準」であると考え。 そのため、都事業の上乗せとして実施している本事業は、財調上の「あるべき需要」ではないと考える。 （第4回幹事会）	これまでの協議において、都は都事業が「都民が都内のどこに住んでいても、同水準の行政サービスを受けられるよう、都が判断し、その責任をもって定めたもの」であると発言している。東京都が令和6年4月に発行した「東京都の私学行政」においても、幼児教育の無償化を「重要な少子化対策の一つ」とし、「全ての世帯が都内平均保育料相当額まで支援を受けられるよう、独自に補助を行っている」と記載されている。 しかしながら、実際の都内平均保育料が制度開始からの5年間で約5万円増加している一方で、都事業の補助額は制度開始時から据え置かれている。 特別区では、都事業では不足している額を補完し、保護者負担を軽減するために事業に取り組んでいるところであり、都基準ではなく特別区域におけるサービス水準を基準財政需要額に反映すべきと考える。 なお、私立幼稚園における初年度納付金の平均額については、市町部においても5年間で約4万円増加していることを申し添える。 （第3回幹事会）	
			区側としては、特別区域を対象とした財調制度であることを踏まえ、本事業については、都全域を対象とした都基準ではなく、特別区域における水準が合理的かつ妥当な水準と考える。 しかしながら、今回の協議では、都区双方の見解を一致させることは困難であることから、協議が整わなかった項目として整理する。 （第4回幹事会）	

基準財政需要額の調整項目（つづき）

	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
59	電子書籍サービス事業費	本事業は、現行算定している図書館管理費と関連する事業と考えられ、新規事業ではなく、図書館管理費の中で算定すべきと考えるが、区側の見解を伺う。 また、標準区経費の設定において、実施区のみ平均としており、合理的かつ妥当な水準とは言えないことから、精査が必要である。 （第2回幹事会）	電子書籍サービス事業費について、新規に算定する。なお、全固定での算定とし、標準区経費は実施区の平均により設定する。 （第1回幹事会）	電子書籍サービス事業費について、新規に算定する。 なお、「図書館管理費」の中で算定する。
		区側修正案は、都側の意見を踏まえたものであり、標準区経費として合理的かつ妥当な水準であることから、区側修正案に沿って整理する。また、本事業は各図書館において導入するサービスではなく、全固定での算定となることから、図書館管理費のうち、図書館管理運営費（中央館分）で算定すべきと考えるが、区側の見解を伺う。 なお、本事業は図書館管理費と関連する事業であることから、各区の紙書籍数の増減を確認し、減少傾向にある場合には、図書館管理費と一体的に見直しを図るべきものであることを申し添える。 （第4回幹事会）	合理的かつ妥当な水準を設定するに当たって、実施区の数値をもって行うべきという考えに変わりはないものの、今回の協議では都区の見解を一致させることが困難である。このため、本事業を算定するに当たっては都側の意見を踏まえ、事業未実施区を含めて積算する等、経費を精査し、図書館管理費の中で改めて標準区経費を設定した。 なお、各区へ電子書籍サービス開始後の既存図書館における紙書籍数の方針について確認したところ、回答のあった全区が現状維持または増加方針であり、削減する方針の区は存在しなかった。経費についても、本事業は非来館型のサービスであり、来館型のサービスを前提とした現行算定の図書館管理費とは異なる経費である。今後、本経費の見直しに際しては、各区の紙書籍数の方針が変わらない限りにおいて、他の図書館管理費と切り分けて検討すべき事業であるとする。 （第3回幹事会）	
			図書館管理費のうち、図書館管理運営費（中央館分）で算定とすることについて、異論はない。 なお、本経費の見直しについては、第3回幹事会で述べたとおり、他の図書館管理費と切り分けて検討すべき事業であるとする。 （第4回幹事会）	

基準財政需要額の調整項目（つづき）

	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
60	パラスポーツ推進事業費	本事業について、各区の実施状況から、事業自体の普遍性は確認ができたが、各区の決算額にばらつきがある。また、標準区経費の設定において、実施区のみ平均としており、合理的かつ妥当な水準とは言えないことから、精査が必要である。 （第2回幹事会）	パラスポーツ推進事業費について、新規に算定する。なお、全固定での算定とし、標準区経費は実施区の平均により設定する。 （第1回幹事会）	パラスポーツ推進事業費について、新規に算定する。
		区側修正案は、都側の意見を踏まえたものであり、標準区経費として合理的かつ妥当な水準であることから、区側修正案に沿って整理する。 （第4回幹事会）	合理的かつ妥当な水準を設定するに当たって、実施区の数値をもって行うべきという考えに変わりはないものの、今回の協議では都区の見解を一致させることが困難である。このため、本事業を算定するに当たっては都側の意見を踏まえ、数値を精査し、都の「区市町村スポーツ実施促進事業費補助金」におけるパラスポーツ推進事業の補助実績に基づき、改めて標準区経費を設定した。 （第3回幹事会）	

基準財政需要額の調整項目（つづき）

	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
61	【小・中学校費】 学校運営費（教育用コンピュータ整備費）	本事業は、令和3年度財調協議において国の補助制度に基づく単価等により、標準区経費を設定している。区案は、国のGIGAスクール構想第2期における制度改正を踏まえた暫定的な対応として、経費設定を新たな国補助上限額に更新するものであり、妥当な単価であると考ええる。 なお、同制度改正に伴い、児童生徒に一人一台を配備する台数に加え、予備機を15%以内とするという方針が示された。 この点について、方針は15%以内となっているが、最大値である15%として経費設定をした理由を伺う。 （第2回幹事会）	児童・生徒一人一台の教育用コンピュータ整備費について、算定を充実する。なお、国のGIGAスクール構想第2期における制度改正を踏まえた暫定対応とし、標準区経費は改正後の国補助上限を踏まえて設定する。 （第1回幹事会）	学校運営費（教育用コンピュータ整備費）について、算定を見直す。
		国のGIGAスクール構想第2期における制度改正に伴う端末の予備機の15%について、地方交付税措置が確認できたため、区案のとおり整理する。 なお、教育用コンピュータの単価については、国補助廃止年度の翌年度より、補助金相当額を上乗せすべきと考ええるが、この点について区側の見解を伺う。 （第4回幹事会）	令和3年度財調協議でも発言した通り、区側は現行の端末単価について、単に国補助単価上限額が設定されているということだけを理由に、区の実態を踏まえない単価設定がされていると考えている。 その上で、GIGAスクール構想第2期における都の共同調達を踏まえた見直しまでの暫定対応としては、端末単価を新たな国補助上限額に更新すると同時に、予備機分についても国補助上限の15%に設定したところである。 なお、国の「次期ICT環境整備方針の在り方ワーキンググループ取りまとめ」では、「日常的な端末活用を行っている地方公共団体における端末の故障率を踏まえた15%の予備機を含め、端末整備・更新に係る経費に対する3分の2の国費支援がされている。この際、上記整備・更新費用の地方負担分3分の1について、令和6年度地方交付税措置が講じられている。」とされている。 （第3回幹事会）	
			国補助廃止年度の翌年度に、補助金相当額を単価へ上乗せすることについて、異論はない。 なお、予備機について、区側としてはあくまでも地方交付税上の事例について、その考え方を参考として整理されたものと認識していることを申し添える。 （第4回幹事会）	

基準財政需要額の調整項目（つづき）

	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
62	【小・中学校費】 学校運営費（自動車借上等）	区案は、改定時期を踏まえ、令和6年度決算見込額を使用し、標準区経費を設定しているが、決算見込額では妥当性に欠けると考える。契約額で経費設定を行うなど、精査が必要である。 また、23区総体の充足率が100%を超えるべきではないと考えるため、標準区経費の精査が必要である。 （第2回幹事会）	学校運営費の自動車借上等に係る経費について、令和5年8月に施行された国土交通省の貸切バス公示運賃改定を踏まえ、算定を充実する。なお、全比例での算定とし、標準区経費は回帰分析により設定する。 （第1回幹事会）	学校運営費（自動車借上等）について、算定を見直す。
		区側の修正案は、都側の意見を踏まえたものであり、標準区経費として合理的かつ妥当な水準であることから、区側修正案に沿って整理する。 都としても、公示運賃改定の影響が明らかになった段階での再度の見直しは行うべきと考え、異論はない。なお、本来であれば、契約額ではなく、決算額を使用すべきと考えるが、令和7年度秋頃の公示運賃の改定を踏まえ、再度提案を行うとしていることから、合意するものであることを申し添える。 （第4回幹事会）	事業の性質に応じて、決算額のほか予算額や決算見込額も用いて標準区経費を設定すべきという考えに変わりはないが、都側の意見を踏まえ、改めて令和6年度契約額で経費を精査し、標準区経費を設定した。 なお、貸切バスの公示運賃については、「2024年問題」への対応等を踏まえ、国土交通省が令和7年秋頃に再度の見直しを行うとしている。次回の公示運賃改定の影響が明らかになった段階で、改めて協議を行う必要があると考えるが、都側の見解を伺う。 （第3回幹事会）	
63	【小・中学校費】 学校職員費（スクールカウンセラー報酬）	本事業は、平成29年度財調協議においても区側より提案がなされ、協議不調となった事業であるが、前回の提案から変更した点を伺う。 また、前回の協議でも述べたとおり、区立小・中学校のスクールカウンセラーについては、都費負担により全校分の配置をしていることから、都の配置を超える経費については、各区が政策的な判断で行っているもので、基準財政需要額として算定すべきではないと考えているが、都費による配置状況に変化があったのかを伺う。 （第2回幹事会）	小学校費の学校職員費のスクールカウンセラーに係る経費について、配置校数を全校とし、算定を充実するとともに、中学校に係るスクールカウンセラーの配置経費を新規に算定する。なお、全比例での算定とし、報酬月額の実施区平均により設定する。 （第1回幹事会）	協議が整わなかった項目として整理する。

基準財政需要額の調整項目（つづき）

	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
	【小・中学校費】 学校職員費（スクールカウンセラー報酬） （つづき）	区が独自にスクールカウンセラーを配置することの意義を否定するものではない。しかし、繰り返しになるが、区立小・中学校のスクールカウンセラーについては、都費負担により全校分の配置をしていることから、都の配置を超える経費については、各区が政策的な判断で行っているもので、基準財政需要額として算定すべきではないと考える。 （第4回幹事会）	平成29年度財調協議において、都は「配置状況に区間の乖離があることから、区による独自配置は政策的な判断によるものである」と発言している。 区費スクールカウンセラーの配置状況については、平成29年度財調協議時点では小学校が15区及び中学校が14区であったところ、今回提案ではそれぞれ18区及び19区に拡大している。また、配置割合を増やした区も小学校で4区及び中学校で2区存在することから、配置状況の区間の乖離は縮小している。 加えて、平成29年の学校教育法施行規則の改正により、スクールカウンセラーについてはその職務が法律上においても新たに規定されたところである。近年は全国的な不登校児童・生徒の増加を受け、国も「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLOプラン）」等を発出したところであり、スクールカウンセラーの役割は以前にも増して重要となっている。 その一方で、都費スクールカウンセラーの配置は1校につき年間38日（週1日）であり、前回協議時点から変更されていない。区では児童・生徒及び保護者が相談したくても、都費スクールカウンセラーの予約が一杯で受けられない状況もあり、区費スクールカウンセラーが都費スクールカウンセラーと連携して支援に当たっているのが実態である。 こうした現状を踏まえ、財調においても積極的に算定すべきであると考え、都側の見解を伺う。 （第3回幹事会）	
			都側から「区が独自にスクールカウンセラーを配置することの意義を否定するものではない」との発言があったこと、スクールカウンセラーの役割が以前にも増して重要となっていることや、財調制度は特別区域を対象とした制度であること等を踏まえると、特別区の実態を財調に積極的に算定すべきと考える。 しかしながら、今回の協議では合意に至ることは困難であることから、協議が整わなかった項目として整理する。 （第4回幹事会）	

基準財政需要額の調整項目（つづき）

	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
64	【中学校費】学校職員費（部活動指導員報酬）	区側提案は、部活動指導員を単独で見直す提案となっているが、令和4年度財調協議において述べたとおり、業務内容が類似している部活動講師の活用状況も確認する必要があると考える。 なお、部活動指導員の経費設定に当たっては、都の補助事業が実施されており、この都補助単価が合理的かつ妥当な水準であるとする。 （第2回幹事会）	部活動指導員報酬に係る経費について、算定を充実する。 なお、全比例での算定とし、標準区経費は実施区平均により設定する。 （第1回幹事会）	協議が整わなかった項目として整理する。
		令和4年度財調協議でも述べたとおり、両者が別の職種であることは都としても認識をしている。 しかし、部活動における実技指導等の共通業務を行う以上、類似する事業であることから、同一期間における活動状況を確認する必要がある。 （第4回幹事会）	部活動指導員と部活動講師は業務内容が類似するものの別の職種であり、各区の実施状況に応じて任用している。令和4年度財調協議では、部活動指導員報酬と部活動講師謝礼について提案を同時に行ったものの、後者のみ不調となっていることを踏まえると、必ずしも同時に見直しをしなければならない事業ではないと考える。部活動指導の資質向上や教職員の負担軽減等の観点から、部活動の地域連携を各区推進しており、その過程で部活動指導員も増加しているため、本件について充実の提案を行っている。 （第3回幹事会）	
			区側としては、別の職種であるという認識が都区双方で同じであるならば、同一期間における活用状況を確認する必要はないという考えに変わりはない。 しかしながら、今回の協議では都区双方の見解を一致させることが困難であるため、協議が整わなかった項目として整理する。 （第4回幹事会）	

基準財政需要額の調整項目（つづき）

	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
65	教育相談事業費 （いじめ・教育相談員及び適応指導教室指導員報酬）	いじめ・教育相談員及び適応指導教室指導員については、不登校児童・生徒数が増加している状況を踏まえ、見直しは妥当と考える。 なお、標準区経費の設定方法については、実施区のみ平均や回帰分析としており、合理的かつ妥当な水準とは言えないことから、精査が必要である。 （第2回幹事会）	教育相談事業費のいじめ・教育相談員及び適応指導教室指導員に係る経費について、算定を充実する。なお、一部固定とし、報酬月額の実施区平均により、人数は回帰分析により、それぞれ設定する。 （第1回幹事会）	教育相談事業費（いじめ・教育相談員及び適応指導教室指導員報酬）について、算定を見直す。
		区側の修正案は、都側の意見を踏まえたものであり、標準区経費として合理的かつ妥当な水準であることから、区側修正案に沿って整理する。 （第4回幹事会）	合理的かつ妥当な水準を設定するに当たって、実施区の数値をもって行うべきという考えに変わりはないものの、今回の協議では都区の見解を一致させることが困難である。このため、本事業を算定するに当たっては都側の意見を踏まえ、事業未実施区を含めて積算するなど、経費を精査し、改めて標準区経費を設定した。 （第3回幹事会）	

基準財政需要額の調整項目（つづき）

	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
66	音楽鑑賞教室	本事業は、昭和54年に財調算定されてから、長らく見直されていない事業であり、平成30年度財調協議において、区側から見直し提案がなされたが、協議不調となった事業である。そこで、平成30年度財調協議以降において、状況の変化があったかを伺う。 また、区案は、令和4年度及び令和5年度の決算平均を使用し、標準区経費を設定しているが、実施区のみ平均としていることや各区の実施状況にばらつきが見られ、精査が必要と考える。 （第2回幹事会）	音楽鑑賞教室に係る経費について、算定を充実する。なお、全固定での算定とし、標準区経費は音楽以外の芸術鑑賞も含めた経費の実施区平均により設定する。 （第1回幹事会）	音楽鑑賞教室について、算定を見直す。 なお、事業名を「音楽鑑賞教室」から「芸術鑑賞教室」に変更する。
		都が策定した計画において、芸術文化に触れる機会を増やすための取組を積極的に推進する旨の記載がなされ、平成30年度財調協議以降に生じた状況の変化について確認ができた。 区側の修正案は、都側の意見を踏まえたものであり、標準区経費として合理的かつ妥当な水準であることから、事業名の変更も含め、区側修正案に沿って整理する。 （第4回幹事会）	状況の変化について、令和3年度に東京都が策定した「東京文化戦略2030」では、「子供や若年層を対象として、美術、演劇、音楽などの良質な芸術文化に触れる機会を増やすための取組を積極的に推進」するとし、同アクションプランにおいても子供の芸術文化に係る体験事業が盛り込まれたところである。また、文化庁の「令和5年度文化芸術による子供育成推進事業に関する調査研究報告書」によれば、劇場での演劇や音楽のコンサート等に「よく行く」又は「時々行く」と回答した児童・生徒の割合は12.7%であり、「ほとんど行かない」又は「今までに一度も行ったことがない」との回答は70.3%となっている。依然として児童・生徒が各種の鑑賞教室において芸術に触れる機会は重要である。 合理的かつ妥当な水準の設定について、実施区の数値をもって行うべきという考えに変わりはないものの、今回の協議では都区の見解を一致させることが困難である。このため、本事業を算定するに当たっては都側の意見を踏まえ、事業未実施区を含めて積算する等、経費を精査し、改めて標準区経費を設定した。 なお、音楽以外の芸術鑑賞も含めて標準区経費を設定したことから、事業名を「音楽鑑賞教室」から「芸術鑑賞教室」に変更する。 （第3回幹事会）	

基準財政需要額の調整項目（つづき）

	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
67	放課後子ども教室 推進事業費	本事業について、区側から繰り返し提案がある事業ではあるが、過去の協議でも述べているとおり、都補助制度に沿った算定が「合理的かつ妥当な水準」であると考えてる。 （第2回幹事会）	放課後子ども教室推進事業費について、特別区の実態を踏まえ、業務委託による設定に見直すとともに算定を充実する。なお、全比例での算定とし、標準区経費は回帰分析により設定する。 （第1回幹事会）	協議が整わなかった項目として整理する。
		令和6年度財調協議でも述べたとおり、平成26年度財調協議において、「本事業が国及び都補助事業であることを鑑みて、算定対象人数、日数及び時間についても一定の基準が必要であることから、今後も制度改正等を含め、都補助基準額積算の考え方に則って適宜変更していくことが適当である」として合意したものである。 都補助基準額積算は東京都全体の状況を踏まえて設定されているものであり、都としては、この基準に沿った経費設定が妥当であると考えてる。 （第3回幹事会）	都側から発言のあった都補助制度について伺う。 都は平成26年度財調協議において、「区の事業実態を踏まえた見直しを行うことは妥当である」とし、財調上の謝金単価を都補助対象経費の設定単価に沿って整理すべきとした。これは算定開始以来、国の積算基準に据え置かれていた財調算定を、都補助制度の補助対象経費ベースに見直すものであり、区側は「特別区の実態とは依然として乖離がある」と指摘しつつ、「これまでの算定方法から見直しを行い、補助基準超過分の算定に踏み切るのは大きな前進」として合意した経緯がある。 今般、前回の合意から10年が経過したところであるが、平成26年度財調協議時点では39.5%だった充足率が、令和5年度決算では11.9%となっていること等を踏まえると、区の事業実態を踏まえた見直しを行うことが妥当である。 については、平成26年度財調協議時と同様に、現行は都の補助基準額に据え置かれている財調算定を、都補助制度の補助対象経費ベースの数値に見直すべきと考えるが、都側の見解を伺う。 （第3回幹事会）	

基準財政需要額の調整項目（つづき）

	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
	放課後子ども教室 推進事業費 (つづき)	「都補助対象経費」も東京都全体の状況を踏まえていると考えるが、前回の幹事会でも述べたとおり、算定対象人数、日数及び時間についても一定の基準が必要であることから、「都補助基準額積算」が財調で算定すべき「合理的かつ妥当な水準」であると考えている。 また、充足率については、単に実態と乖離しているという状況の提示に留まっており、都の補助金算定基準以上の水準で算定すべき理由が示されていないと考える。 (第4回幹事会)	都側は従前より「都補助基準額積算は東京都全体の状況を踏まえて設定されている」と発言しているが、都補助の補助対象経費設定は東京都全体の状況を踏まえていないのか伺う。 都補助制度に沿った算定が「合理的かつ妥当な水準」とのことだが、第3回幹事会でも述べた通り、現在の充足率は11.9%となっている。他方で、国が令和5年12月に通知した「放課後児童対策パッケージ」では、社会総掛かりでこどもの育ちを支える観点から、子育て・教育支援に関わる民間教育事業者などの地域人材の参画を促進するとされているところである。こうした状況下における現在の充足率について、都側はどのように認識しているのか伺う。 (第4回幹事会)	
			区側としては、特別区の実態から大きく乖離している現状を踏まえると、見直しが必要な事業であるという認識に変わりはない。 しかしながら、今回の協議では、都区双方の見解を一致させることは困難であることから、協議が整わなかった項目として整理する。 (第4回幹事会)	

基準財政需要額の調整項目（つづき）

	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
68	スポーツ推進計画 策定経費	区側提案は、計画策定期間を現行算定の10年計画から5年計画へ見直すこととしているが、その理由について区側の見解を伺う。 また、標準区経費の設定方法については、計画策定区のみ の決算平均を取っていることなどから、精査が必要である と考える。さらに、策定委員会に要する経費について、各 区の歳出合計から割り返して報酬単価を設定しているが、 各区の実績を踏まえ設定すべきと考える。 （第2回幹事会）	スポーツ推進計画の策定に係る経費について、算定を充実 する。なお、全固定での算定とし、標準区経費は計画策定 区の平均により設定する。また、各区の実態を踏まえ5年計 画とし、毎年5分の1ずつ算定する。 （第1回幹事会）	スポーツ推進計画策定 経費について、算定を 見直す。
		区側の修正案は、都側の意見を踏まえたものであり、標準 区経費として合理的かつ妥当な水準であること、また、策 定委員会に要する経費の節変更についても妥当であること から、区側修正案に沿って整理する。 （第4回幹事会）	スポーツ基本法第10条第1項において、地方公共団体は国の スポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即したス ポーツの推進に関する計画を定めるよう努めるものとされ ている。現行算定については平成31年度財調協議時点での 特別区の実態を踏まえ10年計画としたが、各区が参酌して いた国の第1期スポーツ基本計画についても10年間程度を見 通した計画とされていたところである。 その後の国の第2期及び第3期スポーツ基本計画は5年間の計 画とされており、特別区の実態としても前回協議時と比較 して5年間の計画とする区が増加している状況にある。つい ては、国の第3期スポーツ基本計画の計画期間を参酌し、区 側提案の計画期間についても5年と設定した。 また、合理的かつ妥当な水準を設定するに当たって、実施 区の数値をもって行うべきという考えに変わりはないもの の、今回の協議では都区の見解を一致させることが困難で ある。このため、本事業を算定するに当たっては都側の意 見を踏まえ、事業未実施区を含めて積算する等、経費を精 査し、改めて標準区経費を設定した。 なお、策定委員会に要する経費については精査の結果、報 償費で支出している区が多いことから、節を報酬から報償 費に改める。 （第3回幹事会）	

3 その他関連する項目

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
1	都区連携経費	現在の東京には、少子高齢化や国際競争力の強化など、我が国が先送りしてきた課題が社会の至るところで先鋭化している。 こうした東京の都市課題を共有し、共に学び合う場として、今年度はこれまでに2回、「都区連携の勉強会」を開催し、各区長と都の副知事等とが議論を交わしたところである。 都としても、課題解決のためには、都区の緊密な協働と連携が不可欠であると認識している。 区側からは、「将来にわたって都と区で連携して取り組む必要がある特別区の財政需要について、基準財政需要額に算定するよう提案」する旨発言があった。 まずは、具体的にどのような経費を基準財政需要額として算入することを想定しているのか、区側の見解を伺う。 (第1回幹事会)	特別区は、首都直下地震への備えなど、大都市特有の膨大な行政需要を抱えており、取り組むべき課題が山積している。 このような課題への取組には、非常に長い時間と多額の費用を要することとなり、将来を見据え、中長期にわたり安定的・継続的に取り組んでいく必要があり、課題解決のためには、都区の緊密な協働と連携が不可欠である。 このため、将来にわたって都と区で連携して取り組む必要がある特別区の財政需要について、基準財政需要額に算定するよう提案する。 具体的には、「T O K Y O 強靱化プロジェクト」などを踏まえた災害対応等経費、「少子化対策の推進に向けた論点整理 2024」などを踏まえた少子化対策経費、「ゼロエミッション東京戦略」などを踏まえた脱炭素関係経費を提案する。 今年度、2回にわたり、「防災」や「D X」をテーマとして、都区で連携していくための勉強会が開催されており、様々な課題に対して、都区で連携して取り組む必要性については認識が一致しているものと考えているので、是非、前向きな検討をよろしくお願いします。 (第1回幹事会)	

3 その他関連する項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
	都区連携経費 （つづき）	1点目の「災害対応等経費」についてである。 区側発言のとおり、「在宅避難が可能な環境を整備するための需要」、「避難所の環境整備や受援体制の強化のための需要」、「水害に備えた都市インフラの強靱化に向けた整備のための需要」は、いずれも災害対策を強化する上で必要な需要であることは認識している。しかし、「水害に備えた都市インフラの強靱化に向けた整備のための需要」については、既存算定との重複も懸念されることから、次年度以降、改めて経費を精査の上、議論すべきものと考え る。 「在宅避難が可能な環境を整備するための需要」、「避難所の環境整備や受援体制の強化のための需要」は、標準区経費の設定方法について精査すべき点があり妥当ではない。都の地域防災計画では、2030年度までの目標として「自助の備えを講じている都民の割合100%」、「全ての避難所における安全で質の高い生活環境の確保」を掲げていることから、2030年度までに達成できるようモデル経費を設定し、一部経費を除き、2030年度までの算定にすべきと考える。その点を踏まえ、区側提案の対案として、都の修正案を提示するので、ご確認いただきたい。 （つづきあり）	1点目は「災害対応等経費」についてである。 昨今の大規模な災害発生時において、避難所に多くの人が殺到することや避難所にたどり着くまでの経路が非常に危険な場合が多いことから、自宅で居住の継続ができる状況であれば、あえて避難所に避難せず自宅にとどまるいわゆる「在宅避難」の重要性が再認識された。 こういった経過を踏まえ、在宅避難が可能な環境を整備するための特別区における需要を想定している。 また、能登半島地震において、自治体が開設する避難所運営の重要性が再認識されたところであり、新型コロナウイルスなどの感染症対策を踏まえ、避難所において新たに必要となる備蓄物資を確保するための需要が発生している。 こういった現状を踏まえて、避難所の環境整備や受援体制の強化のための特別区における需要を想定している。 さらに、激甚化・頻発化している集中豪雨において、道路の冠水や土砂崩れ等により、交通インフラの機能が失われ、日常生活に大きな影響を及ぼすなどの被害が発生している。 それらの水害を未然に予防するため、水害に備えた都市インフラの強靱化に向けた整備のための特別区における需要を想定している。 （つづきあり）	

3 その他関連する項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
	都区連携経費 （つづき）	2点目の「少子化対策経費」についてである。 区側から「地域の実情に応じた特別区における少子化対策のための独自のこども・子育て政策に係る需要」との発言があったが、これらの経費は、個別に区側提案がなされているところであり、その中で議論すべきと考える。なお、「地方交付税においては、地域の実情に応じてきめ細かに独自のこども・子育て政策を実施できるように、普通交付税として財源措置されているところ」との発言があったが、仮に地方交付税と同水準を算入するのであれば、既存経費との重複も懸念されるため、次年度以降、改めて経費を精査の上、議論すべきものとする。 3点目の「脱炭素関係経費」についてである。 区側から「ゼロカーボンシティの実現に向けた事業に係る需要」との発言があったが、区側の主張する経費は、今回の財調協議で提案している「投資的経費の見直し（建築工事）」における「環境配慮対策費」が該当すると考えられ、今年度は当該経費の算入可否について議論すべきである。 （第3回幹事会）	2点目は「少子化対策経費」についてである。 「少子化対策の推進に向けた論点整理 2024」によると、少子化は、社会の存立基盤を揺るがす国家的な課題であり、国・都・特別区・民間企業等がそれぞれの役割のもと連携し、社会全体で取組を推進していく必要があることは、都区において共通であると認識している。また、地方交付税においては、地域の実情に応じてきめ細かに独自のこども・子育て政策を実施できるように、普通交付税として財源措置されているところである。こういった国や都の動向を踏まえて、地域の実情に応じた特別区における少子化対策のための独自のこども・子育て政策に係る需要を想定している。 3点目は「脱炭素関係経費」についてである。 「ゼロエミッション東京戦略」によると近年、巨大なハリケーンや山火事が世界各地を襲う等、気候変動の影響は身近な生活に及んでおり、世界全体が危機的状況になっている。日本も例外ではなく、豪雨による土砂災害などで甚大な被害が発生していることから、「脱炭素化」に向けて、国に先駆けた都市や企業の動きが活発化している。特別区においても、気候変動を食い止めるため、省エネ・再エネの拡大策などあらゆる分野の取組を強化する必要性がある。 これらを踏まえて、温室効果ガスの「排出量」から、植林・森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、排出量の合計を実質的にゼロにする社会、いわゆるゼロカーボンシティの実現に向けた事業に係る特別区における需要を想定している。 「都としても、課題解決のためには、都区の緊密な協働と連携が不可欠であると認識している。」との発言があったので、前向きな検討をお願いする。 （第3回幹事会）	

3 その他関連する項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
2	勤勉手当支給に伴う会計年度任用職員経費の単価の見直し	地方自治法の改正により、会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給が可能となった。今回の区側提案では、勤勉手当の反映と併せて、今年度、区側で実施した調査に基づく報酬単価の設定や、通勤手当の引き上げによる報酬月額の見直しを行っているが、その理由について伺う。 （第2回幹事会） 現在、財調算定されている報酬経費については、事業ごとに、交付税の算入基準や都施策の基準、特別区における事業の実施状況などを含め、都区で協議した結果、設定した単価・規模である。単価は、需要額を構成する一つの要素に過ぎず、本来は、規模等を含め、需要額の全体を見た上で見直すことが妥当であると考ええる。 しかし、区側発言のとおり、一部の職種においては最低賃金を下回る状況であり、都としても単価を是正する必要があることは理解する。 なお、今回の区の調査結果を確認すると、各区の職種別の報酬額にばらつきがあり、当該調査結果をもとに設定した報酬単価は合理的かつ妥当な水準とは言えないと考える。 このため、最低賃金を上回るよう、現行単価のもととなった都単価等を最新の数値に置き換える形で見直すことが妥当と考える。 なお、通勤手当については、正規職員との権衡を考慮し、財調上の正規職員の通勤手当額を参考に設定することについては理解した。 （第3回幹事会）	地方自治法の改正により、令和6年度から会計年度任用職員に対して、勤勉手当を支給することが可能となったことから、報酬額に勤勉手当を反映させるとともに、勤勉手当等の基礎となる報酬月額について、特別区の実態を踏まえ見直しを行い、算定を改善する。 （第1回幹事会） 報酬単価の見直しについては、現行の財調単価と特別区の実態が乖離しており、一部の職種においては最低賃金を下回る状況となっていることから見直しを提案しているものである。報酬単価の設定に当たっては、区の実態を適切に反映するため、総務省が令和5年度に実施した「会計年度任用職員制度の施行状況等に関する調査」における各区の職種別の報酬額の回答を、令和6年度の状況に更新することで設定した。また、同調査における都の単価と比較し、報酬額に大きな乖離がないことを確認している。 このように、今回の提案単価は、国が公表している調査結果の時点更新に基づき設定していること、都の単価との比較結果を踏まえて設定していることから、合理的かつ妥当な水準と考えている。 また、通勤手当については、費用弁償的性格を踏まえた適切な支給が求められているため、報酬単価から切り離して設定し、金額については、正規職員との権衡を考慮し、財調上の正規職員の通勤手当額を参考に設定した。 （第3回幹事会）	会計年度任用職員の単価について、算定を見直す。
		区側修正案は、都側の意見を踏まえたものであり、合理的かつ妥当な水準であることから、区側修正案に沿って整理する。 （第4回幹事会）	会計年度任用職員については、各区において区長等を任命権者として任用しており、その報酬額は、正規職員の給料表を基礎として設定するなど適切に管理していることを踏まえると、都の単価ではなく、特別区の実態を踏まえて設定する単価が合理的かつ妥当な水準であると考ええる。 しかしながら、これまでの協議状況を踏まえると、今回の協議において区側提案に沿った合意は困難である。 一方で、一部の職種で報酬単価が最低賃金を下回る水準となっていることは解消しなければならないと考えている。 そこで、今回は都側の主張に沿って、都の単価をもとに報酬単価を設定する修正案を提案する。併せて、期末・勤勉手当の支給月数について、令和6年特別区人事委員会勧告の内容を踏まえた月数に修正し、改めて標準区経費を設定した。 （第4回幹事会）	

3 その他関連する項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
3	定年引上げに伴う標準給の見直し	定年の段階的引上げの実施に伴い、60歳を超えて定年まで任用される職員が発生しており、反映が必要なことは、都側としても認識しているが、具体的にどのように財調に反映させるのか伺う。 （第2回幹事会）	「国家公務員法等の一部を改正する法律」の施行による定年の段階的引上げの実施に伴い、60歳に達した職員の給与水準が新たに設定されたため、標準給に定年引上げによる影響を反映し、算定を改善する。 （第1回幹事会）	標準給について、定年引上げに伴う見直しを行う。
		区側提案は、新たな職層区分を設けることで、定年引上げの影響を反映させるものであり、妥当であると考えられることから、区案に沿って整理する。 （第4回幹事会）	標準給については、部長級、課長級、係長級、主任、係員、技能系及びフルタイム再任用の7区分の職層別に標準給を設定し、職層別の職員構成比を乗じた累計により、統合標準給として設定している。 定年の引上げに伴い、基本給を従前の7割とする職員が発生することとなり、現行の職層区分では捕捉できないことから、新たな区分を新設し、標準給と構成比を設定することで、統合標準給にその影響を反映するものである。 （第3回幹事会）	

3 その他関連する項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
4	【投資】投資的経費の見直し（建築工事）	投資的経費については、平成25年度財調協議で全体的な見直しを行って以来、大きな見直しを行えていないため、都側としても、現下の社会・経済状況や各区の実態等を踏まえた見直しの必要性を認識している。 令和5年度財調協議において、投資的経費の見直しに関する区側提案がなされたが、標準事業規模や単価設定の方法等について、検証が不足しているという課題を都から提示し、全体的な見直しは不調となっている。 今回の区側提案は、令和5年度財調協議の結果等を踏まえ、需要費全体を検証した上で、取りまとめたものとのことである。 そこでまず、区側提案における改築単価の設定方法について、都の見解を申し上げる。 区側は、改築単価について、「標準建物予算単価」を用いた現行モデルと比較し、各区の決算を基礎とした単価に見直すこととしているが、3つの理由から妥当ではないと考えている。 まず、単価設定に用いている各区工事实績の決算額について、1㎡当たりの単価を確認すると、一例ではあるが、公衆便所の外構工事費は4万円から1,123万円と、約281倍もの開きがある。本事例以外についても、工事ごとの決算額にばらつきがあるため、これらの単価差の検証および精査がされていないデータを基にした区案は妥当ではない。 次に、区案は決算を基礎とした単価に、今後見込まれる需要として、週休2日対応費などの補正を乗じることとしている。各区では既に週休2日に対応した工事を実施しており、決算額もそれを踏まえた金額となっているため、決算額と補正で内容が重複している。 （つづきあり）	投資的経費の建築工事単価については、東日本大震災後の工事費の高騰等が反映できていないことから、依然として特別区の実態とは大きな乖離が生じており、見直しが急務となっている。 今年度の区側提案は、過去の協議における都側の意見や、令和5年度財調協議の結果を踏まえ、単価の比較のみに留まらず、標準事業規模や年度事業量等を含めた、需要費の全体を検証した上で、取りまとめたものである。 第一に、標準事業規模については、令和5年度財調協議にて、令和3年度末時点の各区の実態に対し、令和4年度算定事業規模の充足率は100.4%となっていることから、充足しているとして提案を見送った。今回、改めて費目ごと・施設ごとに検証した結果、概ね充足していることが確認できた。個別に検証しても大幅な乖離は見られないことから、今回も提案を見送るものとしている。 第二に、年度事業量のうち、学校の校舎については、各区の長寿命化計画の方針等を踏まえ、現行の47年から80年に見直すとともに、長寿命化改修工事に係る経費の新規算定を提案する。 また、改修の回数については、20年目に1回目の大規模改修、40年目に長寿命化改修、60年目に2回目の大規模改修を行うものとして標準区モデルを設定している。 なお、その他の施設については、各区の長寿命化計画の方針等にばらつきがあること、国から示されている客観的なモデルがないこと、前回の協議時から大きな状況の変化が見られないこと等から、今後の状況を踏まえて再度検討するものとして、現行の年度事業量の設定を据え置く。 （つづきあり）	

3 その他関連する項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
	【投資】投資的経費の見直し（建築工事） （つづき）	最後に、区案では単価設定に、各区の実態である決算額を用いることとしている一方、年度事業量は実態ではなく、長寿命化を導入するとしている学校校舎を除き、現行の設定である「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」等による数値で据え置くこととしている。 この点について、決算額を用いるのであれば、各施設の実際の供用年数も考慮すべきと考える。事実、区の調査結果を確認すると、省令の耐用年数を超えて供用している施設が多数存在しており、それらを踏まえた単価設定としなければ、過大な算定に成りかねない。 以上より、各区の決算を基礎とした単価設定は妥当ではなく、客観的な指標である「標準建物予算単価」を用いた現行モデルを改良する形で見直すべきと考えるが、区側の見解を伺う。 （第1回幹事会）	第三に、算定上の単価のうち、改築単価については、特別区の実態を踏まえ、各区の決算を基礎とした単価に見直すこととする。令和5年度財調協議にて、都側から、「改築単価の設定方法を見直すのであれば、まずは平成25年度の見直しにおいて都区で合意した設定方法とは異なり、区の決算単価を用いることが妥当であることを検証する必要があると考える」との発言があった。それを受け、現行算定のベースとなっている「平成25年度用東京都標準建物予算単価」における単価を、令和7年度用のものに更新し、現行モデルの検証を行ったところ、校舎における1㎡当たりの単価について、決算単価と現行モデル単価の間に10万円以上の乖離が生じていることから、改めて各区の決算を基礎とした単価に見直すことを提案する。さらに、今後見込まれる需要として、資材価格等の急激な高騰を見込んだ補正である特別補正費、週休2日対応費、ZEB（ゼブ）化費用を掛け合わせた21.1%を決算単価に上乗せして提案する。また、改修単価については、学校の校舎は、文科省のモデル等を踏まえ、長寿命化改修単価を改築単価に0.6を乗じた額、大規模改修単価を改築単価に0.25を乗じた額とすること、また、その他の施設は、現行の工種ごとに積算する方法を継続しつつ、近年の工事単価の伸びを反映するため、平成26年度から令和6年度までの東京都標準建物予算単価上昇率を乗じた額とすることを提案する。併せて、改築及び改修単価については、今後、継続して特別区の実態を反映するため、東京都標準建物予算単価の上昇率に基づき改定されるよう、物騰率の算出方法を改めることを提案する。 施設の老朽化対策は特別区の喫緊の課題であり、首都直下地震等をはじめとした災害に備えるためにも、本経費の適切な算定は重要であると考えているので、是非、前向きな検討をお願いする。 （第1回幹事会）	

3 その他関連する項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
	【投資】投資的経費の見直し（建築工事） （つづき）	区側から、「現行モデルの改良についても並行して検討していくことに異論はない」との発言があった。 都としては、今回区側が示した「標準建物予算単価」を用いた単価モデルの検証結果をもとに、これを改良して見直すべきとの観点から、次回見解を示す。 また、今回述べた単価以外に関する区側提案の内容については、令和5年度財調協議で提起した課題に対し、一定の検証がなされたものと認識をしているが、十分な水準には至っていないと考えている。この点についても、次回以降、都側の考え方を示す。 （第1回幹事会）	都側から、現行モデルを改良する形で議論することについて提案があった。 繰り返しになるが、区側としては、特別区の実態を表しているのが、各区の工事实績における決算単価と考えている。このため、改築単価については、各区の決算を基礎とした単価による見直しが、妥当な設定であると考えている。 また、経費のばらつきについて発言があったが、経費が計上されている以上、金額の多寡に関わらず、財調に反映すべき特別区の実態であり、積算の基礎とするのは当然と考えている。 一方、現行の建築工事単価は特別区の実態と大幅な乖離が生じており、見直しが急務となっている。 都区双方で見直しの必要性を認識しており、議論を円滑に進める観点から、次回以降、現行モデルの改良についても並行して検討していくことに異論はない。 （第1回幹事会）	
		前回の幹事会において申し上げたとおり、区側提案の内容に対する都側の見解を論点メモとして取りまとめた。 なお、単価については、現行の単価モデルを改良して見直すべきとの観点から記載をしている。 内容を確認の上、区側の見解をお示し願いたい。 （第2回幹事会）	都側から、「単価については、現行の単価モデルを改良して見直すべきとの観点から記載をしている」との発言があった。 都区財政調整制度が都と特別区の間のみ適用される制度であることから、特別区の実態を踏まえるべきという考えに変更はない。 一方、区側における現行モデルの検証は、単価を平成25年度財調協議時のものから、最新のものに置き換えたものとなっている。それ以外の要素については、変更していないことから、前回見直し時からの状況の変化等により、現行モデルに追加できる要素等も併せて検証する余地があると考えている。 このことから、「現行モデルを改良して見直すべき」との都側の主張も一定程度理解ができるものと考えている。現行モデルの改良についての考え方や、都側から提示された論点メモについては、次回、区側の見解を示す。 （第2回幹事会）	

3 その他関連する項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
	【投資】投資的経費の見直し（建築工事） （つづき）	区側から前回幹事会において、都側が示した論点メモへの回答、またそれを受けた修正案の提示があった。これらに関する都側の見解は、次回示す。 （第3回幹事会）	第2回幹事会において、都側から論点メモの提示があった。それに対する区側の見解を回答する。 「現行モデルを改良して見直すべき」との都側の意見だが、論点メモでの指摘を踏まえ、「東京都標準建物予算単価」に記載されている、特別区の実態として普遍性が見られる工種や、今後見込まれる需要を含めた検証を行った。その結果、決算単価と比較した新たなモデル単価は、その他施設については、概ね妥当な水準であることが確認できた一方、校舎については、依然として乖離が生じており、決算単価を用いるべきとの見解に変更はない。 しかし、新たにZEB（ゼブ）化費用など、今後見込まれる需要を反映することで、単価の乖離もある程度改善することから、都側の意見も一定程度理解ができるものと考えている。 そこで、都側の意見を踏まえ、現行モデルの単価を最新のものに更新し、各種補正などを追加した単価について、改良モデル単価として設定した。 また、標準事業規模については、費目ごと・施設ごとに検証し、概ね充足しているとして据え置いていたが、「現行算定はメニュー方式を導入している点を踏まえ、メニューごとの分析を実施すべきである。」との都側の意見を踏まえ、メニューごとの分析を実施して精査を行い、改めて設定した。 その他、詳細については、改めて論点メモとしてまとめているので、確認願いたい。 （第3回幹事会）	

3 その他関連する項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
5	労務単価上昇への対応経費	現在財調算定されている委託料については、公共工事設計労務単価が直接影響するものだけでなく、窓口委託や業務補助委託、システム保守等、様々な経費が含まれている。そのため、委託料については、特定の経費を除き、特別区人事委員会勧告で示される公民較差率等を参考に物騰率を設定しており、民間給与の実態を加味した適切な額が、毎年、財調算定されていると認識している。 事実、今回の提案で区が示した「厚生労働省毎月勤労統計調査（調査産業計の給与）」の指数と、委託料にかかる財調上の物騰率の指数を比較しても、大きな差はない。 また、区側提案は、現在財調算定されている委託料全額に対し、労務単価上昇を踏まえた加算を行うのみで、労務単価上昇が与える財調上の影響について、詳細に分析できておらず、現時点で見直しの必要性を判断することはできない。 （第2回幹事会）	「厚生労働省毎月勤労統計調査」によると、近年、労務単価の上昇が見られ、特別区の行財政運営にも影響を与えている。 そのため、都区財政調整においても、一定の対策を講じる必要があることから、委託料について、通常物騰率の適用に加え、労務単価の上昇を踏まえた一定の加算を行うことを求める。 具体的には、「厚生労働省毎月勤労統計調査（調査産業計の給与）」と通常物騰率における指数の差を臨時的に加算する。 （第1回幹事会）	協議が整わなかった項目として整理する。
		区側から「財調上の経費においても、次年度以降、様々な視点から、より合理的な算定手法等について検証し、見直しに向けて検討していきたいと考える」と発言があったが、都として異論はない。 （第4回幹事会）	都側から、「現時点で見直しの必要性を判断することはできない」と発言があった。 実態として、近年の労務単価の上昇は、特別区の行財政運営にも影響を与えている。財調上の経費においても、次年度以降、様々な視点から、より合理的な算定手法等について検証し、見直しに向けて検討していきたいと考えるが、都側の見解を伺う。 （第3回幹事会）	
			区側としては、一定の対策を講じる必要があるという考えに変わりはない。 しかしながら、今回の協議では都区双方の見解を一致させることは困難であることから、協議が整わなかった項目として整理する。 （第4回幹事会）	

3 その他関連する項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
6	特別交付金	特別交付金の割合については、平成19年の都区協議会において、条例の本則を2%から5%に変更する改正条例文案を提示して都区で合意し、改正したものである。 各区においては、その地理的、社会的、経済的諸条件による様々な行政課題に対応するために、その時々状況に応じて独自性を発揮した多種多様な事業に取り組んでおり、こうした各区の特別な財政需要を受け止めるものが特別交付金である。 近年の特別交付金の申請状況を見ても、区ごとに異なる財政需要が、5%を大きく超える規模で毎年申請されている。 次に、「算定の透明性・公平性の向上」についての発言があった。 特別交付金の算定ルールについては、都側で一方的に策定したものではなく、都区で議論を積み重ね合意したものであり、透明性・公平性の確保の観点からも、問題はないと考えている。なお、都区双方が改正する必要があると判断した場合は、財調協議により、都区合意の上で、算定ルールの改正を行うものと認識している。 また、区側から示された、「算定項目『Cーイ』に係る精算基準の見直し」については、次回、都側の見解を述べさせていただきます。 （第1回幹事会）	1点目は、「特別交付金の割合の引き下げ」についてである。 現行割合の5%については、平成19年度財調協議において、配分割合を55%とすることと合わせて、特別交付金の割合を2%から5%に変更する案が都から突然示され、都側が配分割合変更とセットであるとして譲らなかったため、止むを得ず暫定的に受け入れたものである。法人住民税の一部国税化やふるさと納税制度等の不合理な税制改正による減収に加え、長引く物価高騰の影響も重なり、特別区の財政は先行きが依然として不透明な状況である。このことを踏まえ、各区が安定的な財政運営を行うためにも、可能な限り、算定内容が客観的かつ明確に規定されている普通交付金による対応を図るべく、割合を2%に引き下げることを求める。 2点目は、「算定の透明性・公平性の向上」についてである。 第1回財調協議会でも触れたが、特別交付金は、これまで財調協議により、都区で合意したルールに基づいて運用されてきたものと認識している。そのため、改正する必要があると判断した場合は、財調協議により、都区で合意の上、改正が行われるという認識だが、都側の見解を伺う。 （つづきあり）	

3 その他関連する項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
	特別交付金 （つづき）		次に、算定項目「Cーイ」に係る精算基準の見直しについてである。論点メモをご覧ください。 算定項目「Cーイ 普通交付金算定対象外施設に係る老朽化への緊急対応」の算出方法は、財調単価による算定もしくは実績額による算定のいずれか少ない額となっている。このうち、複数年度にわたる事業で分割交付を受けているものは、実績額による算定の場合にのみ精算されることとなっており、財調単価による算定の場合には、実施されていない。昨今、各区において、建築資材の高騰等に伴い当初より工事費が増加する案件が発生していることから、工事費増に係る部分について、実績額による算定と同様に財調単価による算定の場合でも対応していく必要があると考える。そこで、事業終了年度に財調単価による算定が実績額による算定を下回る場合で、実績額が増加し、かつ事業終了年度の財調単価が申請年度から増加したときは、事業終了年度の財調単価に整備面積を乗じた額と既に交付した額との差分で精算するよう、算定ルールの見直しを提案する。なお、本件は早急に対応する必要があることから、都区で合意がなされた際は、今年度から適用することを求める。 （第1回幹事会）	

3 その他関連する項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
	特別交付金 （つづき）	1点目について、前回の幹事会でも申し上げたが、各区においては、その地理的、社会的、経済的諸条件による様々な行政課題に対応するために、その時々状況に応じて独自性を発揮した多種多様な事業に取り組んでおり、こうした各区の特別な財政需要を受け止めるものが特別交付金である。 近年の特別交付金の申請状況を見ても、区ごとに異なる財政需要が、5%を大きく超える規模で毎年申請されている。 2点目について、特別交付金の算定対象となる経費は、都と区で合意した算定ルールで、「当該年度に発生した特別の財政需要等」と定められており、都は算定ルールに則って適切に算定している。 最後に、「算定項目『Cーイ』に係る精算基準の見直し」に関する区側提案について、都側の見解を申し上げる。 財調単価を用いて分割交付を行う場合、算定ルールでは、各年度の交付額の算定に際し、申請初年度の財調単価を用いることとなっている。 区側提案は、事業終了年度の財調単価をもとに精算するものだが、精算するならば、都としては、申請初年度から事業終了年度までの財調単価の平均をもとに精算するという考えである。 精算するならば、財調単価が下降する局面においても同様に精算すべきと考えるが、区側の見解を伺う。 なお、区側は、本件について「算定の透明性・公平性の向上」の論点の中で発言をしているが、前回の幹事会で申し上げたとおり、特別交付金の算定ルールについては、透明性・公平性の観点からも問題はないと考えており、都側は算定の改善という観点から議論している。 （第2回幹事会）	1点目は、「特別交付金の割合の引き下げ」についてである。 第1回幹事会の都側提案事項説明の中にもあったが、今後の景気動向の不透明性を踏まえると、現時点では、特別区の財政環境の先行きを見通すことは困難な状況であり、各区が安定的な財政運営を行うためにも、可能な限り、算定内容が客観的かつ明確に規定されている普通交付金による対応を図るべく、割合を2%に引き下げるべきと考える。 2点目は、「算定の透明性・公平性の向上」についてである。 令和3年度財調協議より、特別交付金の算定除外経費は、「各種システムの維持管理経費、会議用の食糧費」のみと認識しているが、区側で実施したアンケート調査において、「ランニング経費」を理由に算定除外することは、いつ都区で合意したものかという意見が上がってきた。 また、第1回幹事会において、都側より、「都区双方が改正する必要があると判断した場合は、財調協議により、都区合意の上で、算定ルールの改正を行うものと認識している。」との発言があった。 そこで、「ランニング経費」を除外することについて、いつ都区で合意したものか、都側の見解を伺う。 最後に、第1回幹事会において、都側より、「「算定項目『Cーイ』に係る精算基準の見直し」については、次回、都側の見解を述べる。」と発言があったので、改めて区側提案に対する見解を伺う。 （第2回幹事会）	

3 その他関連する項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
	特別交付金 （つづき）	1点目について、前回の幹事会でも申し上げたとおり、特別交付金の算定対象となる経費は、都と区で合意した算定ルールで、「当該年度に発生した特別の財政需要等」と定められており、都は算定ルールに則って適切に算定している。 なお、都区双方が改正する必要があると判断した場合は、財調協議により、都区合意の上で、算定ルールの改正を行うものと認識している。 2点目の、「算定項目『Cーイ』に係る精算基準の見直し」について、都側の見解を申し上げる。「Cーイ」の算出方法は、算定ルールにおいて、財調単価による算定又は実績額による算定のいずれか少ない額としている。 これは、各区における事業の規模や単価のグレード差を調整するためのものである。こうした算定ルールを都区で合意している以上、精算時に財調単価の上昇を反映するのであれば、同様に下降時にも反映しなくてはならないと考えている。 また、複数年度にわたる事業については、年度間の調整を図る観点から、事業終了年度の財調単価のみではなく、申請初年度から事業終了年度までの財調単価の平均を基に精算することが妥当と考える。 （第3回幹事会）	第2回幹事会において、都側より、「特別交付金の算定対象となる経費は、都と区で合意した算定ルールで、「当該年度に発生した特別の財政需要等」と定められており、都は算定ルールに則って適切に対応している。」との発言があり、「ランニング経費」を除外することについて、いつ都区で合意したものかという区側の質問に対し、明確な回答はなかった。 算定除外経費については、令和3年度財調協議において、除外の範囲を明確かつ限定的にするとし、「ランニング経費」のうち「各種システムの維持管理経費」及び「食糧費」のうち「会議用食糧費」の2点を都区で合意し、都からの申請依頼通知に明記したものであり、「ランニング経費」を理由に除外することを合意したという認識はない。 都区で合意していない「ランニング経費」を理由に除外することは、区側が認識していないルールと言わざるを得ないため、都区で確認したルールに則って適切に対応していただくようお願いする。 また、第1回幹事会において、都側より、「都区双方が改正する必要があると判断した場合は、財調協議により、都区合意の上で、算定ルールの改正を行うものと認識している。」との発言があったが、都区で確認したルール以外で運用がなされないよう、財調協議により、都区合意の上、改正を行っていくべきと考えるが、都側の見解を伺う。 （つづきあり）	

3 その他関連する項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
	特別交付金 （つづき）		次に、算定項目「Cーイ」に係る精算基準の見直しについてである。 第2回幹事会において、都側より、「精算するならば、財調単価が下降する局面においても同様に精算すべきと考えるが、区側の見解を伺う。」との発言があった。 区側は、昨今の建築資材の高騰等により実績額が増え、実績額と財調単価による算定との乖離が生じているにもかかわらず、財調単価による算定が、申請年度の財調単価をもとにした額で固定されていることを課題と捉え見直しを提案している。 財調単価が下降する局面においても精算することとした場合、実績額が変動せず、事業期間中に財調単価が減少したケースでは、実績額による算定と財調単価による算定とがさらに乖離し、交付額が当初より減少する可能性があることから、各区の実態を的確に反映できるものとは言えないと考える。 これらを踏まえ、財調単価が下降する局面においても精算することについて、妥当ではないと考える。 また、第2回幹事会において、都側より、「精算するならば、都としては、申請初年度から事業終了年度までの財調単価の平均をもとに精算するという考えである。」との発言があった。 区側は、先ほど述べた課題認識のもと、各区の実態を的確に反映するため、実績額が増加し、かつ事業終了年度の財調単価が申請年度から増加したときに、事業終了年度の財調単価をもとにした額で精算することを提案している。 そこで、どのような意図で、申請初年度から事業終了年度までの財調単価の平均をもとに精算すべきと考えているのか、都側の見解を伺う。 （第3回幹事会）	

3 その他関連する項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
7	都市計画交付金	第1回財調協議会でも申し上げたが、都としても、特別区における都市計画事業の円滑な実施は重要であると考えている。 そのため、都はこれまでも、各区に現状や課題などを伺いながら、対象事業を順次拡大するなど、様々な見直しを図るとともに、予算の増額にも取り組んできた。 今後も引き続き、各区における都市計画事業の実施状況などを勘案しつつ、適切に対応していく。 （第1回幹事会）	都市計画交付金は、本来基礎自治体が行う都市計画事業の財源である都市計画税が特別区の区域においては都税とされている中で、特別区が行う都市計画事業の財源として活用できるよう、設けられているものである。 近年、都市計画税は、増収傾向にあり、平成29年度から令和5年度にかけて約482億円の増収となっているにもかかわらず、都市計画交付金予算額は、200億円に据え置かれ、都市計画税に対する比率は、令和5年度は7.2%となっており、年々低下し続けている。 さらに、交付率に上限があることから、事業の一部にしか充当できない状況にある。 今後も市街地再開発事業の進展を始めとする、特別区の都市計画事業の増加に伴い、現在の交付金総額200億円では、更なる特別区の一般財源負担と財調財源への圧迫が見込まれる。 区側としては、都市計画税本来の趣旨を踏まえ、都区の都市計画事業の実施割合に見合うよう、交付金総額を拡大すること、全都市計画事業を交付対象化すること、交付率の上限撤廃及び都市計画公園整備事業に係る単価の算定方法を改善することを提案する。 また、都市計画事業の都区の実施実態について、従前から必要な情報の提示を求めているが、応じていただけていない。都区の都市計画事業の実施割合に見合った交付金総額について、都区で協議を行うにあたっては、都区が行っている都市計画事業の実施実態や都市計画税の充当状況を検証することが不可欠である。 平成19年度財調協議までは、財調協議の場を中心に、交付金の対象事業の見直し等について整理してきた経緯があるが、それ以降の財調協議においては、都側から財調協議の中で直接議論するものとは考えていない等という見解が示され、実質的な議論ができていない。 都市の健全な発展と秩序ある整備を図るためには、都区双方が協力し、円滑に都市計画事業を執行することが必要である。都市計画交付金について、積極的に議論を重ね課題解決に臨みたいと考えるため、是非とも前向きに協議に応じていただくよう、お願いする。 （第1回幹事会）	

3 その他関連する項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
	都市計画交付金 （つづき）	ただいま区側から発言のあった2点について、あわせて都の考え方をお示しする。 前回の幹事会での発言と繰り返しになる部分もあるが、都はこれまでも、各区に現状や課題などを伺いながら、対象事業を順次拡大するなど、様々な見直しを図るとともに、予算の増額にも取り組んできた。また、交付率については、弾力的な運用を行っている。 都としても、特別区における都市計画事業の円滑な実施は重要であると考えており、今後も引き続き、各区における都市計画事業の実施状況などを勘案しつつ、適切に対応していく。 （第2回幹事会）	第1回幹事会において、都側から「今後も引き続き、各区における都市計画事業の実施状況などを勘案しつつ、適切に対応していく。」と発言があった。 区側から「都市計画交付金の規模の拡大と交付率の撤廃・改善」について求めたが、この点について、具体的な対応についてご教示願う。 また、区側としては、「各区における都市計画事業の実施状況などを勘案」するだけではなく、「都区の都市計画事業の実績に見合う」改善もあわせて求めている。 第1回幹事会でも申し上げたが、近年、都市計画税は増収傾向である一方で、都市計画交付金予算額は200億円に据え置かれていることから、都市計画税に対する比率は年々低下し続けている。 都区の都市計画事業の実施割合に見合った交付金総額について、都区で協議を行うためには、都市計画事業の実態を検証するための情報の提示が必要と考えているが、都側の見解を伺う。 （第2回幹事会）	

3 その他関連する項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
	都市計画交付金 （つづき）	ただいま区側から発言のあった3点について、あわせて都の考え方をお示しする。 都市計画交付金は、特別区における都市計画事業の円滑な促進を図ることを目的として、都において創設した交付金である。 都はこれまでも、各区から直接、都市計画事業の実施状況や意向等を伺い、必要な予算額を確保してきた。 都としても、特別区における都市計画事業の円滑な実施は重要であると考えており、今後も引き続き、適切に対応していく。 （第3回幹事会）	第2回幹事会において、都市計画交付金の規模の拡大について、都側から「各区に現状や課題などをお伺いしながら、対象事業を順次拡大するなど、様々な見直しを図るとともに、予算の増額にも取り組んできた」と発言があった。 区側は、都区の都市計画事業の実績に見合う改善についても求めており、これらは、23区全体に係ることであり、各区に現状や課題を伺うだけではなく、財調協議の場においても議論が必要であると考えている。 第1回幹事会でも申し上げたが、平成19年度財調協議までは、財調協議の場を中心に都市計画交付金の見直し等について整理してきた経緯があるが、それ以降において、財調協議の場ではなく、各区に現状や課題を伺い対応している理由を伺う。 また、都市計画交付金の交付率については、弾力的な運用を行っている旨の発言があった。 都市計画交付金算定要領において、前後10パーセント程度の弾力的適用を図るとされているが、特別区における都市計画事業の円滑な実施が重要であるならば、交付率が低下する場合の弾力的な運用は必要ないと考えるが、都側の見解を伺う。 なお、交付率に上限があることから、事業の一部にしか充当できない状況にあるため、区側はこれまでも、交付率の撤廃を求めていることを申し添える。 最後に、第2回幹事会において、都市計画事業の実態を検証するための情報の提示について求めたが、都側からご回答がなかったため、この点について、改めて都側の見解を伺う。 （第3回幹事会）	